

青森県報

号外第三十一号

平成二十年
三月三十一日
(月曜日)

目 次

告 示

ふるさとの森と川と海保全地域の指定……………(河川砂防課) ……一

右 同……………(同) ……七

公 告

ふるさとの森と川と海の保全に関する計画の公表……………(河川砂防課) ……二

右 同……………(同) ……三

告 示

青森県告示第二百五十八号

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第七十一号)第六条第一項の規定によりふるさとの森と川と海保全地域を次のとおり指定するので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	区 域
馬淵川流域ふるさ	一 森林

との森と川と海保
全地域

- 1 三戸郡田子町大字遠瀬字遠瀬深山国有林五〇一林班、五〇二林班の内、五〇三林班の内、五〇四林班、五〇五林班、五〇六林班、五〇七林班の内、五〇八林班、五〇九林班、五一一〇林班の内、五一一一林班の内、五一一二林班、五一一三林班、五一一四林班、五一一五林班の内、五一一六林班、五一一七林班、五一一八林班の内、五一一九林班の内、五二〇林班及び五二一一林班の内
- 2 三戸郡田子町大字関及び同町大字山口字南来満山国有林五二二林班の内、五二三林班の内、五二四林班、五二五林班、五二六林班の内、五二七林班、五二八林班の内、五二九林班の内、五三〇林班、五三一林班の内、五三二林班、五三三林班、五三四林班、五三五六林班、五三六林班、五三九林班の内、五四〇林班、五四一林班、五四二林班及び五四三林班
- 3 三戸郡田子町大字関及び同町大字夏坂字北来満山国有林五三七林班、五三八林班、五四四林班、五四五林班の内、五四六林班、五四七林班、五四八林班の内、五四九林班、五五〇林班の内、五五一林班、五五二林班、五五三林班、五五四林班、五五五林班及び五五六林班
- 4 三戸郡田子町大字田子及び同町大字相米字小国深山国有林五六四林班の内、五六五林班、五六六林班の内、五六七林班、五六八林班、五六九林班の内、五七〇林班及び五七一林班の内
- 5 三戸郡三戸町大字貝守字貝守深山国有林五八七林班の内、五八八林班、五八九林班及び五九〇林班の内
- 6 三戸郡三戸町民有林一〇四林班の内、一〇五林班、一〇六林班の内、一〇七林班、一〇八林班、一〇九林班、一一〇林班の内、一一一林班の内、一一二林班の内、一一三林班、一一四林班の内、一一五林班の内、一一六林班の内、一一七林班の内、一一八林班の内、一一九林班の内、一二〇林班の内、一二一林班の内、一二二林班の内、一二三林班の内、一二四林班の内、一二五林班の内、一二六林班の内、一二七林班の内、一二八林班の内、一二九林班の内、一三〇林班の内、一三一林班の内、一三二林班の内、一三三林班の内、一三四林班の内、一三五林班の内、一三六林班の内、一三七林班の内、一三八林班の内、一三九林班の内、一四〇林班の内、一四一林班の内、一四二林班の内、一四三林班の内、一四四林班の内、一四五林班の内、一四六林班の内、一四七林班の内、一四八林班の内、一四九林班の内、一五〇林班の内、一五一林班の内、一五二林班の内、一五三林班の内、一五四林班の内、一五五林班の内、一五六林班の内、一五七林班の内、一五八林班の内、一五九林班の内、一六〇林班の内、一六一林班の内、一六二林班の内、一六三林班の内、一六四林班の内、一六五林班の内、一六六林班の内、一六七林班の内、一六八林班の内、一六九林班の内、一七〇林班の内、一七一林班の内、一七二林班の内、一七三林班の内、一七四林班の内、一七五林班の内、一七六林班の内、一七七林班の内、一七八林班の内、一七九林班の内、一八〇林班の内、一八一林班の内、一八二林班の内、一八三林班の内、一八四林班の内、一八五林班の内、一八六林班の内、一八七林班の内、一八八林班の内、一八九林班の内、一九〇林班の内、一九一林班の内、一九二林班の内、一九三林班の内、一九四林班の内、一九五林班の内、一九六林班の内、一九七林班の内、一九八林班の内、一九九林班の内、二〇〇林班の内

一七〇林班の内、一七八林班の内、一七九林班の内、
一八二林班の内、一八三林班の内、一八四林班の内、
一八五の二林班の内、一八六林班の内、一八七林班の
内及び一九〇林班の内

7 三戸郡五戸町民有林九七林班の内、九八林班の内、
九九林班、一〇〇林班の内、一〇二林班の内、一〇三
林班の内、一〇四林班の内、一〇五林班の内及び一〇
六の二林班

8 三戸郡田子町民有林一四林班、一五林班の内、一六
林班、一七林班の内、一八林班、一九林班の内、二〇
林班の内、二二林班の内、二二林班の内、二四林班の
内、二六林班の内、四七林班の内、四八林班、四九林
班、五〇林班、五一林班、五二林班、五三林班、五四
林班の内、一〇一の二林班の内、一〇三林班の内、一
〇五林班及び一〇六林班

9 三戸郡南部町(旧名川町)民有林三九林班の内、四
〇林班の内、四二林班の内、四二林班の内、五二林班
の内、五三林班の内、五四林班の内、六四林班の内及
び六五林班の内

10 三戸郡南部町(旧南部町)民有林六六林班の内、六
七林班の内、六八林班の内、六九林班の内、七〇林班
の内、七二林班の内、七七林班の内、七八林班の内、
七九林班の内、八〇林班、八一林班の内、九〇林班の
内及び九一林班

11 三戸郡新郷村民有林四八林班の内、七一林班、七二
林班の内、七三林班、七四林班、七五の二林班、七五
の二林班、七六林班の内、七八の二林班の内、七八の
二林班の内、八二林班の内及び八三林班の内

二 河川

1 馬淵川の区域のうち、岩手県との県境から海に至る
場所

2 浅水川の区域のうち、温泉沢との合流点から馬淵川

への合流点までの区域

3 浅水川放水路の区域のうち、浅水川からの分派点か
ら馬淵川への合流点までの区域

4 如来堂川の区域のうち、三戸郡南部町大字鳥谷字大
渡地内から馬淵川への合流点までの区域

5 猿辺川の区域のうち、三戸郡三戸町大字貝守字貝守
深山国有林五八八林班一三小班地内から馬淵川への合
流点までの区域

6 小猿辺川の区域のうち、三戸郡三戸町大字蛇沼字千
俵山地内から猿辺川への合流点までの区域

7 かぎかけ川の区域のうち、三戸郡田子町大字田子字
菖蒲谷地内から猿辺川への合流点までの区域

8 熊原川の区域のうち、老鳥沢との合流点から馬淵川
への合流点までの区域

9 種子川(田子川を含む。)の区域のうち、黒滝沢と
の合流点から熊原川への合流点までの区域

10 相米川の区域のうち、三戸郡田子町大字相米字甲地
地内から種子川への合流点までの区域

11 杉倉川の区域のうち、杉倉沢との合流点から熊原川
への合流点までの区域

三 海岸

1 蕪島・鮫海岸

(一) 八戸市大字鮫町字下盲久保二五の一
(二) 次の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の点を順次結ぶ線と(6)
の線により囲まれた陸地の区域

(1) 八戸市大字鮫町字下盲久保二五の一の南西端
(2) 八戸市大字鮫町字下盲久保二五の一の北東端
(3) (2)から南西方向に五百九十五メートル進んだ延
長線の地点
(4) (3)から南西方向に二百九十メートル進んだ延長
線の地点

(5) (4)から南東方向に三百二十五メートル進んだ延

長線の地点

(6) (5)を起点として、道路護岸海側の線に沿って北東方向に進み(1)に至るまでの線

2 小舟渡平・葦毛崎海岸

(一) 八戸市大字鮫町字小舟渡平三の一、五の三、五の一〇、一〇の四、一〇の七、一〇の一六、一〇の一九、一〇の二七、一〇の三四、一〇の三五、一〇の五九、一〇の六〇、一〇の六三、一〇の六四、一〇の七四、一〇の九八、一〇の九九及び一〇の一〇六並びに同大字字先祖ヶ久保九の四、一〇の三及び一〇の六二並びに同大字字古馬屋尻一三の二並びに同大字字日蔭沢一八の二、一八の三、一八の四、一八の一三〇、一八の一三二、一八の一三三及び一八の二〇三

(二) 次の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)及び(6)の点を順次結ぶ線と(7)の線により囲まれた陸地の区域

(1) 八戸市大字鮫町字小舟渡平一〇の一九と同字一〇の三七の境界線の北東端

(2) (1)から北西方向に二百四十メートル進んだ延長線の地点

(3) (2)から北東方向に三百三十五メートル進んだ延長線の地点

(4) (3)から南東方向に千二百五メートル進んだ延長線の地点

(5) (4)から南東方向に六百六十五メートル進んだ延長線の地点

(6) 八戸市大字鮫町字日蔭沢一八の三の北東端

(7) (6)を起点として、八戸市大字鮫町字日蔭沢一八の三及び一八の一三〇並びに同大字字小舟渡平一〇の九八、一〇の一六、一〇の三四、一〇の六三、

一〇の四、一〇の三地先、一〇の八三及び一〇の一九の太平洋側の境界線を順次結び(1)に至るまで

の線

3 大須賀・白浜海岸

(一) 八戸市大字鮫町字日蔭沢一八の一、一八の二、一八の一三、一八の一三四、一八の一三五、一八の一三六、一八の一三七、一八の一三九、一八の一四〇及び一八の一四一並びに同大字字館越一五の一、一五の二、一五の三、一六の三、五一の六、五一の七、五一の一〇、五一の一五、五一の二六、五一の二七、五一の二九、五一の三〇、五一の三一、五一の三三、五一の三四地先、五一の三七、五一の三八、五一の五九、五一の六五、五一の六六、五三及び五四

(二) 次の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の点を順次結ぶ線と(6)の線により囲まれた陸地の区域

(1) 八戸市大字鮫町字日蔭沢一八の三の南東端

(2) (1)から南東方向に百二十メートル進んだ延長線の地点

(3) (2)から南東方向に九百九十メートル進んだ延長線の地点

(4) 八戸市大字鮫町字日蔭沢一八の一三八地先の東端を基点として、北東方向に百五十メートル進んだ延長線の地点

(5) (4)の基点

(6) (5)を起点として、八戸市大字鮫町字日蔭沢一八の一三八地先、一八の一三、一八の一三七、一八の一三六、一八の一三五及び一八の三の太平洋側の境界線を順次結び(1)に至るまでの線

(三) 次の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)及び(6)の点を順次結ぶ線と(7)の線により囲まれた陸地の区域

(1) 八戸市大字鮫町字館越五一の一四の北東端

(2) (1)から北西方向に百二十メートル進んだ延長線の地点

(3) (2)から北東方向に三百メートル進んだ延長線の地点

(4) 八戸市大字鮫町字赤コウ六三と同字六四の境界線の北東端を基点として、北東方向に三百三十五メートル進んだ延長線の地点

(5) (4)の基点

(6) 八戸市大字鮫町字館越五四の北東端

(7) (6)を起点として、八戸市大字鮫町字館越五四、五一の三七及び五一の三四地先の太平洋側の境界線を順次結び(1)に至るまでの線

4 種差海岸

(一) 八戸市大字鮫町字赤コウ八の一、二二の一、五四の二、五五の九地先、五五の七八、五五の八三、五五の一六七及び五五の一六八並びに同大字字棚久保一四の四二、一五の一、一五の二、一五の四、一五の五及び一九並びに同大字字館ノ下一五の六及び一五の七並びに同大字字遙望石二〇の一〇、二〇の一、二〇の二三、二〇の三四、二〇の三五、二〇の三六、二〇の三七、二〇の七八、二〇の一一三、二〇の一二九及び六八並びに同大字字高岩二一の三、二二、二三の六地先、二三の三八、二三の三九、二三の四一及び二四並びに同大字字海端五一の一及び五一の六地先並びに同大字字子猪越一六の一、一七、一八の三、一八の一五、一八の一六、一八の一七、一八の一八、一八の一九、一八の二〇、一八の二一、一八の二二及び一八の二三

(二) 次の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)及び(6)の点を順次結び線と(7)の線により囲まれた陸地の区域。ただし、八戸市大字鮫町字赤コウ五五の七及び同字六五を除く。

(1) 八戸市大字鮫町字赤コウ五五の三と同字五五の七の境界線の南西端

(2) (1)から北西方向に百七十メートル進んだ延長線

の地点

(3) (2)から北東方向に百九十メートル進んだ延長線の地点

(4) (3)から南東方向に七百八十メートル進んだ延長線の地点

(5) 八戸市大字鮫町字種差三四と同字二九の境界線の北東端を基点として、北東方向に三百四十五メートル進んだ延長線の地点

(6) (5)の基点

(7) (6)を起点として、八戸市大字鮫町字種差三四、三六、一五の七、一五の四、一五の一、五五の九地先、五五の三の太平洋側の境界線を順次結び(1)に至るまでの線

(三) 次の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)及び(6)の点を順次結び線と(7)の線により囲まれた陸地の区域。ただし、八戸市大字鮫町字遙望石六八を除く。

(1) 八戸市大字鮫町字遙望石六八と同字二〇の二三の境界線の北西端

(2) (1)から北西方向に二百三十メートル進んだ延長線の地点

(3) (2)から北東方向に三百七十メートル進んだ延長線の地点

(4) (3)から南東方向に七百四十メートル進んだ延長線の地点

(5) 八戸市大字鮫町字子猪越一八の一九と同大字字大作平四四の二二四の境界線の北東端を基点として、北東方向に二百六十五メートル進んだ延長線の地点

(6) (5)の基点

(7) (6)を起点として、八戸市大字鮫町字子猪越一八の一九、一八の一八、一八の二〇、一八の二一、一八の二二、一八の二三及び一八の三並びに同大

字字海端五一の一、五一の六及び五一の六地先並びに同大字字高岩二三の六地先、二三の四一、二三の三九及び二〇の一二三の太平洋側の境界線を順次結び(1)に至るまでの線

5 金浜海岸

(一) 八戸市大字鮫町字大作平四四の二二〇並びに同市大字金浜字下山三八地先並びに同大字字郷路道一の三地先並びに同大字字舟戸ノ上九地先並びに同大字字塩竈一、二、三、四の一及び四の三

(二) 次の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)の点を順次結ぶ線と(8)の線により囲まれた陸地の区域。ただし、八戸市大字金浜字塩竈九及び一一を除く。

(1) 八戸市大字鮫町字大作平四四の二二〇と同字四四の二一四の境界線の北東端

(2) (1)から北東方向に九十八メートル進んだ延長線の地点

(3) (2)から北西方向に二百五メートル進んだ延長線の地点

(4) (3)から北東方向に三百四十五メートル進んだ延長線の地点

(5) (4)から南東方向に千四百七十五メートル進んだ延長線の地点

(6) 八戸市大字金浜字塩竈四の一の南西端を基点として、北東方向に二百二十メートル進んだ延長線の地点

(7) (6)の基点

(8) (7)を起点として、八戸市大字金浜字塩竈四の一、一及び四並びに同大字字舟戸ノ上九地先並びに同大字字郷路道一の三地先並びに同大字字下山三八地先並びに同市大字鮫町字大作平四四の二二〇の太平洋側の境界線を順次結び(1)に至るまでの線

6 大蛇海岸

(一) 三戸郡階上町大字道仏字大蛇二〇三の一五、二〇三の一三四及び二〇三の一四五

(二) 次の(1)、(2)、(3)及び(4)の点を順次結ぶ線と(5)の線により囲まれた陸地の区域

(1) 三戸郡階上町大字道仏字大蛇二〇三の一五の北端

(2) (1)から北東方向に百三十五メートル進んだ延長線の地点

(3) (2)から南東方向に百六十五メートル進んだ延長線の地点

(4) 三戸郡階上町大字道仏字大蛇二〇三の北東端

(5) (4)を起点として、三戸郡階上町大字道仏字大蛇二〇三、二一五及び二〇三の一五の太平洋側の境界線を順次結び(1)に至るまでの線

(二) 次の(1)、(2)、(3)及び(4)の点を順次結ぶ線と(5)の線により囲まれた陸地の区域

(1) 三戸郡階上町大字道仏字大蛇二〇三と同字二一七の一の境界線の南西端を基点として、北西方向に七十メートル進んだ延長線の地点

(2) (1)から北東方向に百七十メートル進んだ延長線の地点

(3) (2)から南東方向に三百四十八メートル進んだ延長線の地点

(4) 三戸郡階上町大字道仏字浜久保五七地先と同字六四の境界線の北東端

(5) (4)を起点として、三戸郡階上町大字道仏字浜久保五七地先及び同大字字大蛇二一七の五四の太平洋側の境界線を順次結び(1)の基点に至り、(1)の基点から(1)に至るまでの直線を結んだ線

7 榊海岸

(一) 三戸郡階上町大字道仏字榊平一七の一及び一七の一七並びに同大字字榊山三の四二、八の五八、九

8

小舟渡海岸

までの線

三の四〇の太平洋側の境界線を順次結び(1)に至る

一、八の五八、五の七三、三の三、三の四二及び

の二〇〇地先、一〇の一九九、九の三二、九の三

一の一七三、一一の一七二、一〇の一九六、一〇

二の二一七並びに同大字字榊山一一の一七一、一

(4)を起点として、三戸郡階上町大字道仏字鹿倉

(3)の基点

(2)の基点

(1)の基点

(1)から北東方向に百八十五メートル進んだ延長

線の地点

(3)三戸郡階上町大字道仏字鹿倉二〇の二と同字二

二の一七の境界線の北西端を基点として、北東方

向に百六十五メートル進んだ延長線の地点

(4)を起点として、三戸郡階上町大字道仏字榊平

(3)の基点

(4)を起点として、三戸郡階上町大字道仏字榊平

一七の一、一七の一七、一七の一、一七の一六

及び一七の一〇の太平洋側の境界線を順次結び(1)

に至るまでの線

(5)次の(1)、(2)、(3)及び(4)の点を順次結び線と(5)の線

により囲まれた陸地の区域

(1)三戸郡階上町大字道仏字榊山三の四〇の北東端

(2)から北東方向に百八十五メートル進んだ延長

線の地点

(3)三戸郡階上町大字道仏字榊平五の六二と同字一

七の一の境界線の北東端を基点として、北東方

向に百七十五メートル進んだ延長線の地点

(4)の基点

(4)を起点として、三戸郡階上町大字道仏字榊平

一七の一、一七の一七、一七の一、一七の一六

及び一七の一〇の太平洋側の境界線を順次結び(1)

に至るまでの線

(二) 次の(1)、(2)、(3)及び(4)の点を順次結び線と(5)の線

により囲まれた陸地の区域

(1)三戸郡階上町大字道仏字榊平一七の一〇と同大

字字浜久保一四の一四四の境界線の北東端

(2)から北東方向に二百二十五メートル進んだ延

長線の地点

(3)三戸郡階上町大字道仏字榊平五の六二と同字一

七の一の境界線の北東端を基点として、北東方

向に百七十五メートル進んだ延長線の地点

(3)の基点

(4)を起点として、三戸郡階上町大字道仏字榊平

一七の一、一七の一七、一七の一、一七の一六

及び一七の一〇の太平洋側の境界線を順次結び(1)

に至るまでの線

(三) 次の(1)、(2)、(3)及び(4)の点を順次結び線と(5)の線

により囲まれた陸地の区域

(1)三戸郡階上町大字道仏字榊山三の四〇の北東端

(2)から北東方向に百八十五メートル進んだ延長

線の地点

(3)三戸郡階上町大字道仏字鹿倉二〇の二と同字二

二の一七の境界線の北西端を基点として、北東方

向に百六十五メートル進んだ延長線の地点

(4)の基点

(4)を起点として、三戸郡階上町大字道仏字鹿倉

二の二一七並びに同大字字榊山一一の一七一、一

一の一七三、一一の一七二、一〇の一九六、一〇

の二〇〇地先、一〇の一九九、九の三二、九の三

一、八の五八、五の七三、三の三、三の四二及び

三の四〇の太平洋側の境界線を順次結び(1)に至る

までの線

までの線

小舟渡海岸

(一) 三戸郡階上町大字道仏字廿二の一、一の二、一

の三、二の八八及び二の九三

(二) 次の(1)、(2)、(3)及び(4)の点を順次結び線と(5)の線

により囲まれた陸地の区域

(1)三戸郡階上町大字道仏字鹿倉二〇の二と同字二

〇の六の境界線の東端

(2)から北方向に百十五メートル進んだ延長線の

地点

(3)三戸郡階上町大字道仏字小舟渡二二二の一七の

北端を基点として、北東方向に百二十メートル進

んだ延長線の地点

(4)の基点

(4)を起点として、三戸郡階上町大字道仏字小舟

渡二二二の二二及び二二二の一八並びに同大字字

鹿倉二〇の六の太平洋側の境界線を順次結び(1)に

至るまでの線

(三) 次の(1)、(2)、(3)及び(4)の点を順次結び線と(5)の線

により囲まれた陸地の区域

(1)三戸郡階上町大字道仏字廿二の一と同字五の

二五の境界線の北東端を基点として、北西方向に

八十五メートル進んだ延長線の地点

(2)から北東方向に六十八メートル進んだ延長線

の地点

(3)三戸郡階上町大字道仏字廿二の八八と廿一川

の境界線の東端を基点として北東方向に二百五十

メートル進んだ延長線の地点

(4)の基点

(4)を起点として、三戸郡階上町大字道仏字廿一

二の八八、一の二、一の三、一の一、二の七六、

三の二及び四の一の太平洋側の境界線を順次結び

(1)の基点に至り、(1)の基点から(1)に至るまでの直

線を結んだ線

線を結んだ線

青森県告示第百五十九号

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第七十一号）第六条第一項の規定によりふるさとの森と川と海保全地域を次のとおり指定するので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	区 域
新井田川流域ふるさとの森と川と海保全地域	<p>一 森林</p> <p>1 八戸市（旧南郷村）民有林一五五林班の内、一一六林班の内、一一七林班、一一八林班、一一九林班の内、一二〇林班の内、一二二林班の内、一二三林班の内、一二四林班の内、一三三林班の内、一三三林班の内及び一三四林班の内</p> <p>2 三戸郡階上町民有林三三六林班、三四〇林班の内、三四一林班、三四二林班、三四三林班、三四四林班、三四五林班、三四六林班、三四七林班、三四八林班、三四九林班の内、三六〇林班の内、三六一林班の内、三六二林班、三六三林班の内、三六五林班、三六六林班、三六七林班、三六八林班、三六九林班、三七〇林班、三七二林班、三七三林班の内、三七四林班、三七五林班、三七六林班、三八一林班の内、三八二林班、三八三林班、三八四林班、三八五林班、三八六林班、三八七林班の内、三八八林班、三八九林班、三九〇林班、三九一林班の内及び三九二林班の内</p> <p>二 河川</p> <p>1 新井田川の区域のうち、岩手県との県境から海に至る場所</p> <p>2 松館川の区域のうち、三戸郡階上町大字田代字銭蒔地内から新井田川への合流点までの区域</p>

3 馬渡川及び御堂川の区域のうち、次の(一)及び(二)の区域

(一) 馬渡川の区域のうち、八戸市と三戸郡階上町の市町境から松館川への合流点までの区域

(二) 御堂川の区域のうち、三戸郡階上町大字鳥屋部字福立沢地内から馬渡川への流入点までの区域

4 頃巻川の区域のうち、八戸市南郷区大字中野字館ノ下地内から新井田川への合流点までの区域

5 古里川の区域のうち、八戸市南郷区大字島守字鍋倉地内から新井田川への合流点までの区域

三 海岸

1 蕪島・鮫海岸

(一) 八戸市大字鮫町字下盲久保二五の一

(二) 次の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の点を順次結ぶ線と(6)の線により囲まれた陸地の区域

(1) 八戸市大字鮫町字下盲久保二五の一の南西端

(2) 八戸市大字鮫町字下盲久保二五の一の北東端

(3) 2から南西方向に五百九十五メートル進んだ延長線の地点

長線の地点

(4) (3)から南西方向に二百九十メートル進んだ延長線の地点

(5) (4)から南東方向に三百二十五メートル進んだ延長線の地点

(6) (5)を起点として、道路護岸海側の線に沿って北東方向に進み(1)に至るまでの線

長線の地点

(6) (5)を起点として、道路護岸海側の線に沿って北東方向に進み(1)に至るまでの線

(5) (4)から南東方向に三百二十五メートル進んだ延長線の地点

長線の地点

(6) (5)を起点として、道路護岸海側の線に沿って北東方向に進み(1)に至るまでの線

(1) 八戸市大字鮫町字小舟渡平三の一、五の三、五の

一〇、一〇の四、一〇の七、一〇の一六、一〇の一

九、一〇の二七、一〇の三四、一〇の三五、一〇の

五九、一〇の六〇、一〇の六三、一〇の六四、一〇の

七四、一〇の九八、一〇の九九及び一〇の一〇六

並びに同大字字先祖ヶ久保九の四、一〇の三及び一

○の六二並びに同大字古馬屋尻一三の二並びに同大字日蔭沢一八の二、一八の三、一八の四、一八の二一〇、一八の二三、一八の二三三及び一八の二〇三

(一) 次の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)及び(6)の点を順次結ぶ線と(7)の線により囲まれた陸地の区域

(1) 八戸市大字鮫町字小舟渡平一〇の一九と同字一〇の三七の境界線の北東端

(2) (1)から北西方向に二百四十メートル進んだ延長線の地点

(3) (2)から北東方向に三百三十五メートル進んだ延長線の地点

(4) (3)から南東方向に千二百五メートル進んだ延長線の地点

(5) (4)から南東方向に六百六十五メートル進んだ延長線の地点

(6) 八戸市大字鮫町字日蔭沢一八の三の北東端

(7) (6)を起点として、八戸市大字鮫町字日蔭沢一八の三及び一八の一三〇並びに同大字小舟渡平一〇の九八、一〇の一六、一〇の三四、一〇の六三、一〇の四、一〇の三地先、一〇の八三及び一〇の一九の太平洋側の境界線を順次結び(1)に至るまでの線

3 大須賀・白浜海岸

(一) 八戸市大字鮫町字日蔭沢一八の一、一八の二、一八の二三、一八の三四、一八の三五、一八の三六、一八の三七、一八の三九、一八の四〇及び一八の四一並びに同大字館越一五の一、一五の二、一五の三、一六の三、五一の六、五一の七、五一の一〇、五一の一五、五一の二六、五一の二七、五一の二九、五一の三〇、五一の三一、五一の三三、五一の三四地先、五一の三七、五一の三八

五一の五九、五一の六五、五一の六六、五三及び五四

(一) 次の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の点を順次結ぶ線と(6)の線により囲まれた陸地の区域

(1) 八戸市大字鮫町字日蔭沢一八の三の南東端

(2) (1)から南東方向に百二十メートル進んだ延長線の地点

(3) (2)から南東方向に九百九十メートル進んだ延長線の地点

(4) 八戸市大字鮫町字日蔭沢一八の一三八地先の東端を基点として、北東方向に百五十メートル進んだ延長線の地点

(5) (4)の基点

(6) (5)を起点として、八戸市大字鮫町字日蔭沢一八の一三八地先、一八の一三、一八の一三七、一八の一三六、一八の一三五及び一八の三の太平洋側の境界線を順次結び(1)に至るまでの線

(二) 次の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)及び(6)の点を順次結ぶ線と(7)の線により囲まれた陸地の区域

(1) 八戸市大字鮫町字館越五一の一四の北東端

(2) (1)から北西方向に百二十メートル進んだ延長線の地点

(3) (2)から北東方向に三百メートル進んだ延長線の地点

(4) 八戸市大字鮫町字赤コウ六三と同字六四の境界線の北東端を基点として、北東方向に三百三十五メートル進んだ延長線の地点

(5) (4)の基点

(6) 八戸市大字鮫町字館越五四の北東端

(7) (6)を起点として、八戸市大字鮫町字館越五四、五一の三七及び五一の三四地先の太平洋側の境界線を順次結び(1)に至るまでの線

4 種差海岸

(一) 八戸市大字鮫町字赤コウ八の一、一二の一、五四

の二、五五の九地先、五五の七八、五五の八三、五

五の一六七及び五五の一六八並びに同大字字棚久保

一四の四二、一五の一、一五の二、一五の四、一五

の五及び一九並びに同大字字館ノ下一五の六及び一

五の七並びに同大字字遙望石二〇の一〇、二〇の一

二、二〇の一三、二〇の三四、二〇の三五、二〇の

三六、二〇の三七、二〇の七八、二〇の一一三、二

〇の一二九及び六八並びに同大字字高岩二一の三、

二二、一三の六地先、二三の三八、二三の三九、二

三の四一及び二四並びに同大字字海端五一の一及び

五一の六地先並びに同大字字子猪越一六の一、一七、

一八の三、一八の一五、一八の一六、一八の一七、

一八の一八、一八の一九、一八の二〇、一八の二一、

一八の二二及び一八の二三

(二) 次の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)及び(6)の点を順次結ぶ線

と(7)の線により囲まれた陸地の区域。ただし、八戸

市大字鮫町字赤コウ五五の七及び同字六五を除く。

(1) 八戸市大字鮫町字赤コウ五五の三と同字五五の

七の境界線の南西端

(2) (1)から北西方向に百七十メートル進んだ延長線

の地点

(3) (2)から北東方向に百九十メートル進んだ延長線

の地点

(4) (3)から南東方向に七百八十メートル進んだ延長

線の地点

(5) 八戸市大字鮫町字種差三四と同字二九の境界線

の北東端を基点として、北東方向に三百四十五メー

トル進んだ延長線の地点

(6) (5)の基点

(7) (6)を起点として、八戸市大字鮫町字種差三四、

三六、一五の七、一五の四、一五の一、五五の九
地先、五五の三の太平洋側の境界線を順次結び(1)
に至るまでの線

(三) 次の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)及び(6)の点を順次結ぶ線

と(7)の線により囲まれた陸地の区域。ただし、八戸

市大字鮫町字遙望石六八を除く。

(1) 八戸市大字鮫町字遙望石六八と同字二〇の二

三の境界線の北西端

(2) (1)から北西方向に二百三十メートル進んだ延長

線の地点

(3) (2)から北東方向に三百七十メートル進んだ延長

線の地点

(4) (3)から南東方向に七百四十メートル進んだ延長

線の地点

(5) 八戸市大字鮫町字子猪越一八の一九と同大字字

大作平四四の二二四の境界線の北東端を基点とし

て、北東方向に二百六十五メートル進んだ延長線

の地点

(6) (5)の基点

(7) (6)を起点として、八戸市大字鮫町字子猪越一八

の一九、一八の一八、一八の二〇、一八の二一、

一八の二二、一八の二三及び一八の三並びに同大

字字海端五一の一、五一の六及び五一の六地先並

びに同大字字高岩二三の六地先、二三の四一、二

三の三九及び二〇の一二三の太平洋側の境界線を

順次結び(1)に至るまでの線

5 金浜海岸

(一) 八戸市大字鮫町字大作平四四の二二〇並びに同市

大字金浜字下山三八地先並びに同大字字郷路道一の

三地先並びに同大字字舟戸ノ上九地先並びに同大字

字塩竈一、二、三、四の一及び四の三

(二) 次の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)の点を順次結

ぶ線と(8)の線により囲まれた陸地の区域。ただし、八戸市大字金浜字塩竈九及び一一を除く。

(1) 八戸市大字鮫町字大作平四四の二二〇と同字四四の二一四の境界線の北東端

(2) (1)から北東方向に九十八メートル進んだ延長線の地点

(3) (2)から北西方向に二百五メートル進んだ延長線の地点

(4) (3)から北東方向に三百四十五メートル進んだ延長線の地点

(5) (4)から南東方向に千四百七十五メートル進んだ延長線の地点

(6) 八戸市大字金浜字塩竈四の一の南西端を基点として、北東方向に二百二十メートル進んだ延長線の地点

(7) (6)の基点

(8) (7)を起点として、八戸市大字金浜字塩竈四の一、一及び四並びに同大字字舟戸ノ上九地先並びに同大字字郷路道一の三地先並びに同大字字下山三八地先並びに同市大字鮫町字大作平四四の二二〇の太平洋側の境界線を順次結び(1)に至るまでの線

6 大蛇海岸

(一) 三戸郡階上町大字道仏字大蛇二〇三の一五、二〇三の一三四及び二〇三の一四五

(二) 次の(1)、(2)、(3)及び(4)の点を順次結ぶ線と(5)の線により囲まれた陸地の区域

(1) 三戸郡階上町大字道仏字大蛇二〇三の一五の北端

(2) (1)から北東方向に百三十五メートル進んだ延長線の地点

(3) (2)から南東方向に百六十五メートル進んだ延長線の地点

(4) 三戸郡階上町大字道仏字大蛇二二一の北東端

(5) (4)を起点として、三戸郡階上町大字道仏字大蛇二二一、二二五及び二〇三の一五の太平洋側の境界線を順次結び(1)に至るまでの線

(二) 次の(1)、(2)、(3)及び(4)の点を順次結ぶ線と(5)の線により囲まれた陸地の区域

(1) 三戸郡階上町大字道仏字大蛇二二一と同字二二七の一の境界線の南西端を基点として、北西方向に七十メートル進んだ延長線の地点

(2) (1)から北東方向に百七十メートル進んだ延長線の地点

(3) (2)から南東方向に三百四十八メートル進んだ延長線の地点

(4) 三戸郡階上町大字道仏字浜久保五七地先と同字六四の境界線の北東端

(5) (4)を起点として、三戸郡階上町大字道仏字浜久保五七地先及び同大字字大蛇二二七の五四の太平洋側の境界線を順次結び(1)の基点に至り、(1)の基点から(1)に至るまでの直線を結んだ線

7 榊海岸

(一) 三戸郡階上町大字道仏字榊平一七の一及び一七の一七並びに同大字字榊山三の四二、八の五八、九の三一、一〇の一九六、一一の四及び一一の一七二

(二) 次の(1)、(2)、(3)及び(4)の点を順次結ぶ線と(5)の線により囲まれた陸地の区域

(1) 三戸郡階上町大字道仏字榊平一七の一〇と同大字字浜久保一四の一四四の境界線の北東端

(2) (1)から北東方向に二百二十五メートル進んだ延長線の地点

(3) 三戸郡階上町大字道仏字榊平五の六二と同字一七の一の境界線の北東端を基点として、北東方向に百七十五メートル進んだ延長線の地点

- (4) (3)の基点
 - (5) (4)を起点として、三戸郡階上町大字道仏字榊平一七の一、一七の一七、一七の一、一七の一六及び一七の一〇の太平洋側の境界線を順次結び(1)に至るまでの線
 - (三) 次の(1)、(2)、(3)及び(4)の点を順次結ぶ線と(5)の線により囲まれた陸地の区域
 - (1) 三戸郡階上町大字道仏字榊山三の四〇の北東端
 - (2) (1)から北東方向に百八十五メートル進んだ延長線の地点
 - (3) 三戸郡階上町大字道仏字鹿倉二〇の二と同字二二の一七の境界線の北西端を基点として、北東方向に百六十五メートル進んだ延長線の地点
 - (4) (3)の基点
 - (5) (4)を起点として、三戸郡階上町大字道仏字鹿倉二二の一七並びに同大字字榊山一一の一七一、一一の一七三、一一の一七二、一〇の一九六、一〇の二〇〇地先、一〇の一九九、九の三二、九の三一、八の五八、五の七三、三の三、三の四二及び三の四〇の太平洋側の境界線を順次結び(1)に至るまでの線
- 8 小舟渡海岸
- (一) 三戸郡階上町大字道仏字廿一一の一、一の二、一の三、二の八八及び二の九三
 - (二) 次の(1)、(2)、(3)及び(4)の点を順次結ぶ線と(5)の線により囲まれた陸地の区域
 - (1) 三戸郡階上町大字道仏字鹿倉二〇の二と同字二〇の六の境界線の東端
 - (2) (1)から北方向に百十五メートル進んだ延長線の地点
 - (3) 三戸郡階上町大字道仏字小舟渡一一の二の一七の北端を基点として、北東方向に百二十メートル進

ふるさと森と川と海の保全に関する計画の公表

青森県ふるさと森と川と海の保全及び創造に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第七十一号)第七条第一項の規定により馬淵川流域ふるさと森と川と海保全地域におけるふるさと森と川と海の保全に関する計画を次のとおり定めたので、同条第三項の規定により公表する。

公 告

- んだ延長線の地点
- (4) (3)の基点
- (5) (4)を起点として、三戸郡階上町大字道仏字小舟渡一一の二二及び一一二二の一八並びに同大字鹿倉二〇の六の太平洋側の境界線を順次結び(1)に至るまでの線
- (三) 次の(1)、(2)、(3)及び(4)の点を順次結ぶ線と(5)の線により囲まれた陸地の区域
 - (1) 三戸郡階上町大字道仏字廿一四の一と同字五の二五の境界線の北東端を基点として、北西方向に八十五メートル進んだ延長線の地点
 - (2) (1)から北東方向に六十八メートル進んだ延長線の地点
 - (3) 三戸郡階上町大字道仏字廿一一の八八と廿一川の境界線の東端を基点として北東方向に二百五十五メートル進んだ延長線の地点
 - (4) (3)の基点
 - (5) (4)を起点として、三戸郡階上町大字道仏字廿一一の八八、一の二、一の三、一の一、二の七六、三の二及び四の一の太平洋側の境界線を順次結び(1)の基点に至り、(1)の基点から(1)に至るまでの直線を結んだ線

平成二十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

馬淵川流域保全計画

平成20年3月

青 森 県

目 次

第1	保全すべきふるさとの森と川と海の特質その他ふるさとの森と川と海の保全に関する基本的な事項	1
1	馬淵川流域の概要	1
2	馬淵川流域の保全地域	2
3	保全すべき森・川・海の環境の特質の概要	6
4	保全地域の土地利用、地域文化の概要	7
5	保全の方針その他保全に関する基本的な事項	9
第2	ふるさとの森と川と海の特質についての施策に関する事項	10
1	清流管理指針	10
2	森・川・海の主要な要素を保護するための事項	16
3	森・川・海の維持・管理に関する事項	19
4	管理上必要な保全施設の整備に関する事項	19

第1 保全すべきふるさとの森と川と海の特質その他ふるさとの森と川と海の保全に関する基本的な事項

1 馬淵川流域の概要

馬淵川流域は、西方を奥羽山脈、南方を北上高地の山々に囲まれた岩手県北部から青森県南東部に位置し、その源を岩手県北上高地の柚山（標高1,215m）に発し、いったん南下したのち、流路を北に変え、高原状の北上高地と脊梁奥羽山脈の山間を北流しつづき、奥境付近にて奥羽山脈に源を發する安比川等の支川を合わせ、青森県に入り、熊原川、猿辺川、浅水川等の支川を合流し、青森県南部の八戸平野を貫流して太平洋に注いでいる。

馬淵川は幹川流路延長142.4km、流域面積2,054.6km²（うち青森県の区間は延長41.7km、流域面積704.8km²）の一級水系の河川で、その流域は3市7町1村からなり、岩手県北部、青森県三八地方における社会・経済・文化の中心的基盤をなしている。

馬淵川の河道は、中・上流部は原始河川に近い掘込河道で、勾配も急な山地河川の様相を呈し、下流部は、川幅が広く河川の勾配も緩くなり、八戸市街を流下することもあって都市河川の様相が強くなる。河床勾配は、上流部は1/170～1/580、中流部は1/580～1/2,100、下流部は1/2,100程度である。

馬淵川流域の地形は、上流部が火山山地及び起伏山地、中流部が火山性丘陵地、下流部が火山性丘陵地及びローム台地となっている。地質は、本川上流部の古生層及び安比川流域の第三紀火山噴出岩の分布を除くと、ほとんどが第四紀火山噴出岩の地質となっている。

流域の気候は全体的に湿潤温暖な太平洋気候で、北東北地方に位置しながらも年間を通じて比較的穏やかであり、夏はしのぎやすく、降雪量も少ない気候であるが、春から夏にかけて偏東風（通称「やませ」）が吹き、異常低温や日照不足が発生しやすい。

馬淵川水系の水利としては、古くから農業用水を主として利用されているが、大正初期に発電での利用が始まってからは、発電の利用率が大きくなっている。近年では、河口に位置する八戸市の経済・産業の発展に伴い、水道・工業用水などの都市用水での利用がなされている。

馬淵川水系の河川横断施設としては、揚水機や頭首工などが各所に設置されているほか、大規模なものとしては農地防災ダムである夏坂ダム（熊原川）や花木ダム（杉倉川）がある。また、熊原川や杉倉川などの上流域には、砂防施設が各所に設置されている。

馬淵川流域の森林区域は、黒森山周辺の熊原川上流域や、朝日奈岳や大黒森周辺の相米川・種子川・猿辺川上流域に位置し、ブナ・ササ等の天然林及びスギ・カラマツ等の人工林から成っている。これらの地区は、馬淵川の水源を蓄え、安定した川の流れを保ち、洪水や渇水を緩和する働きがあることから、ほとんどが水源かん養保安林に指定されている。また、中流域の名久井岳周辺の森林区域は、三戸町に面した区域では、比較的急峻な地形になっていることから、土砂流出防備保安林に指定されている。

馬淵川は、昭和初期まで河口付近で右曲し支川新井田川と合流していたため、洪水のたびに氾濫を繰り返してきた。このため、昭和14年には放水路事業に着手し、昭和30年には新井田川と完全分離する形となり、河口付近の馬淵川と新井田川の三角地帯は洪水常襲地帯から解消されたものの、近年においても洪水において浸水被害が発生するなど未だ治水対策が課題となっている。

2 馬淵川流域の保全地域

馬淵川流域における保全地域は、自然環境が優れた状態を維持している区域のうち、森と川と海の保全を図る上で特に重要と認められる区域として、自然環境が優れていること、多様な動植物や希少な種が生息・生育していること、地域住民との関わりが深いことなどの理由から、下記の区域を保全地域として指定する。

表 1 馬淵川流域保全地域

保 全 地 域	
<p>下記の国有林及び民有林に含まれる主な「水士保全林」及び「森林と人との共生林」の区域</p> <p>< 国有林 ></p> <p>(遠瀬深山) 501林班、502林班の内、503林班の内、504林班、505林班、506林班、507林班の内、508林班、509林班、510林班の内、511林班の内、512林班、513林班、514林班、515林班の内、516林班、517林班、518林班の内、519林班の内、520林班、521林班の内</p> <p>(南来満山) 522林班の内、523林班の内、524林班、525林班、526林班の内、527林班、528林班の内、529林班の内、530林班、531林班の内、532林班、533林班、534林班、535林班、536林班、539林班の内、540林班、541林班、542林班、543林班、537林班、538林班、544林班、545林班の内、546林班、547林班、548林班の内、549林班、550林班の内、551林班、552林班、553林班、554林班、555林班、556林班</p> <p>(小国深山) 564林班の内、565林班、566林班の内、567林班、568林班、569林班の内、570林班、571林班の内</p> <p>(員守深山) 587林班の内、588林班、589林班、590林班の内</p> <p>(三戸町)</p> <p>< 民有林 ></p> <p>104林班の内、105林班、106林班の内、107林班、108林班、109林班、110林班の内、111林班の内、112林班の内、113林班、162林班の内、163林班の内、164林班の内、165林班の内、166林班の内、167林班の内、168林班の内、169林班の内、170林班の内、178林班の内、179林班の内、182林班の内、183林班の内、184林班の内、185-1林班の内、186林班の内、187林班の内、190林班の内</p>	<p>森林</p>

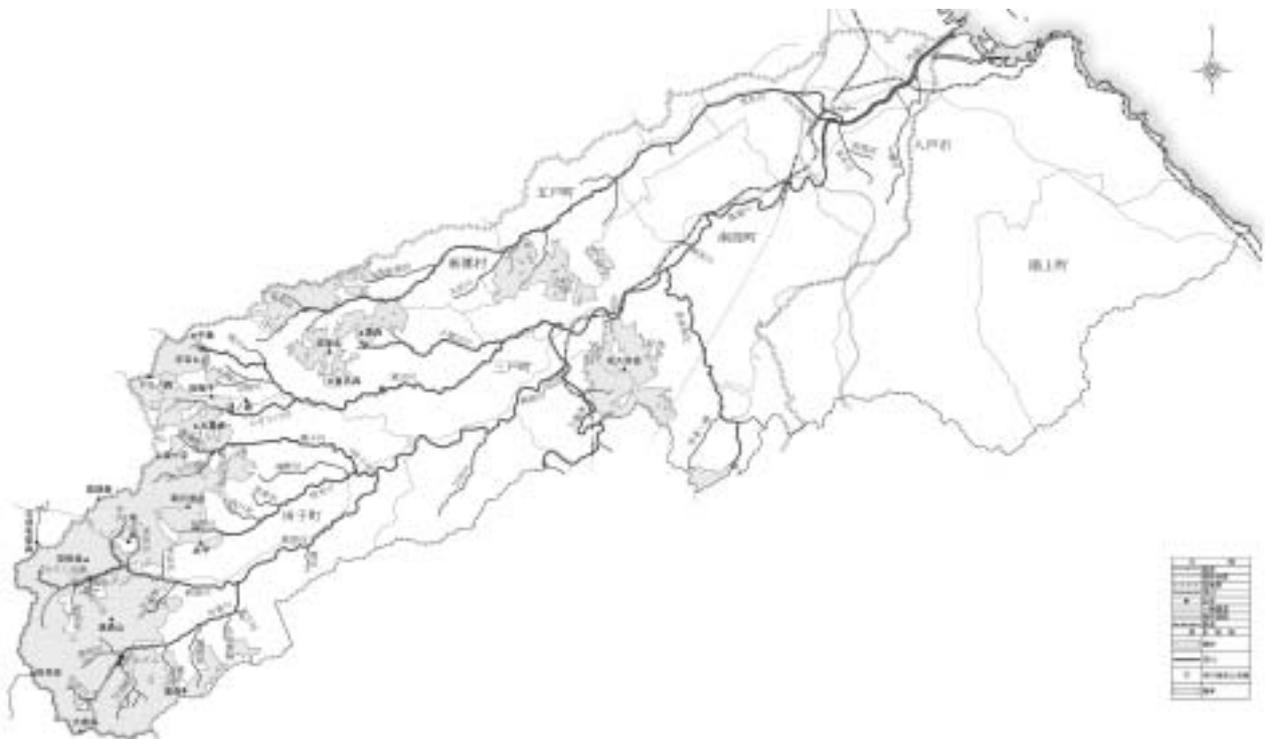
- (五戸町) 97林班の内、98林班の内、99林班、100林班の内、102林班の内、103林班の内、104林班の内、105林班の内、106-2林班
- (田子町) 14林班、15林班の内、16林班、17林班の内、18林班、19林班の内、20林班の内、21林班の内、22林班の内、24林班の内、26林班の内、47林班の内、48林班、49林班、50林班、51林班、52林班、53林班、54林班の内、101-2林班の内、103林班の内、105林班、106林班
- (南部町)
- (旧名川町) 39林班の内、40林班の内、41林班の内、42林班の内、52林班の内、53林班の内、54林班の内、64林班の内、65林班の内
- (旧南部町) 66林班の内、67林班の内、68林班の内、69林班の内、70林班の内、71林班の内、77林班の内、78林班の内、79林班の内、80林班、81林班の内、90林班の内、91林班
- (新郷村) 48林班の内、71林班、72林班の内、73林班、74林班、75-1林班、75-2林班、76林班の内、78-1林班の内、78-2林班の内、82林班の内、83林班の内

- 1 馬淵川の区域のうち、岩手県との県境から海に至る場所
- 2 浅水川の区域のうち、温泉沢との合流点から馬淵川への合流点までの区域
- 3 浅水川放水路の区域のうち、浅水川からの分派点から馬淵川への合流点までの区域
- 4 如来堂川の区域のうち、三戸郡南部町大字鳥谷字大渡地内から馬淵川への合流点までの区域
- 5 猿辺川の区域のうち、三戸郡三戸町大字員守字深山国有林588林班、い3小班地内から馬淵川への合流点までの区域
- 6 小猿辺川の区域のうち、三戸郡三戸町大字蛇沼字千俣山地内から猿辺川への合流点までの区域
- 7 かぎかけ川の区域のうち、三戸郡田子町大字田子字喜薄谷地内から猿辺川への合流点までの区域
- 8 熊原川の区域のうち、老鳥沢との合流点から馬淵川への合流点までの区域
- 9 種子川 (田子川を含む。) の区域のうち、黒滝沢との合流点から熊原川への合流点までの区域
- 10 相米川の区域のうち、三戸郡田子町大字相米字甲地内から種子川への合流点までの区域
- 11 杉倉川の区域のうち、杉倉沢との合流点から熊原川への合流点までの区域

海岸

- 1 八戸市大字鯉町及び大字金浜の区域のうち、太平洋沿岸の一部の区域
- 2 八戸市民有林205林班の内、207林班の内、227林班の内
- 3 三戸郡階上町大字道仏の区域のうち、太平洋沿岸の一部の区域

4



5

図1 馬淵川流域と保全地域指定位置図

3 保全すべき森・川・海の環境の特質の概要
 上流の森林区域では、田子山地のトコノ森、雷鉢森、黒森山などの非火山性の孤峰が地域特有の自然景観を構成している。主な植生としては、アナ・ナラ等の天然林やアギ・カラマツ等の人工林、亜高山帯の自然植生が分布する。岩手・秋田県境の森林区域には原生的な森林生態系や優れた自然景観を有する貴重な森林が多くあることから、本来生息・生育する野生動物植物の広域的なつながり確保し、生物多様性の保全に資することを目的として「緑の回廊」に設定されている。また、熊原川上流部には、高さ30mに達する「みるくの滝」がある。

名久井岳周辺は県立自然公園に指定されており、山頂付近のシナノキを主体とする天然林や、飛び地の三戸町城山公園にあるケリ・コナラ林、諏訪ノ平のアカマツ天然林など豊かで貴重な自然環境が残されている。特に、山頂付近の植物群落は、郷土景観を代表する植物群落であることから環境省による自然環境保全基礎調査では特定植物群落に選定されている。

熊原川合流点より上流の馬淵川では、山地間を縫うように流れ、山付き部、自然裸地の川原も見られ、河川上流域の景観を呈している。熊原川合流点付近より下流は大半が原始河川状となっており、大きな蛇行も見られる。蛇行の水衝部には淵が形成され、瀬やト口場なども処々に見られる。田子山地に源を発する熊原川は中流部の三戸町で、十和田火山地に源を発する浅水川は下流部の八戸市で馬淵川に合流する。馬淵川や熊原川、猿辺川などの川沿いでは、ケヤキ、コナラ等の落葉樹林がある一方、ヤナギ、サラグルミ等の河畔林なども生い茂り、所々にヨシ群落やアズキ植林が見られる。環境省レッドデータブックや青森県レッドリストに記載されている絶滅のおそれのある植物としては馬淵川上流域ではタコノアシ、熊原川ではエビネ、浅水川ではオオアカバヤスズサイコ、馬淵川下流域ではミアズオイやミクリなどが見られる。

ほ乳類は、馬淵川中下流域でイタチ、キツネ、ニホンリス、タヌキなどが確認されている。環境省レッドデータブックや青森県レッドリストに記載されている絶滅のおそれのある種としては、名久井岳山麓の法光寺や尻内橋でヒナコウモリが、楡引八幡宮周辺でヤスコウモリが確認されている。

鳥類は、中流域の城山公園で春にはオオルリやメジロ、ウグイス、冬にはシジュウカラやキレンジャク、アカゲラなどが見られる。馬淵川では、河畔林が発達し森林と隣接している場所で、オオルリ、キビタキ、アカゲラ、オオタカ、ノスリ、ハヤブサ、オシドリなどが、水辺ではヤスセミ、カワセミ、ゴイサギ、アオサギ、カモ類などが、汽水域ではウミウ、カワウ、カンムリカイツブリ、カモ類が開けた河川敷ではコチドリ、イソシギ、コムシズクなどが見られる。青森県レッドリストに記載されている希少種では、馬淵川ではオシドリやセグロセキレイ、カワウ、ハヤブサ、カンムリカイツブリ、チオウゲンボウなどが見られる。

魚類は、上流域の熊原川ではイワナやヤマメ、アコなど清流な水を好む種が多く見られ、中流域ではアブラハヤ、ウグイス、ドジョウ、オイカワなど、下流域ではウグイスやニゴイ、ワカサギなどが見られる。環境省レッドデータブックや青森県レッドリストに記載されている希少種として熊原川上流域ではハナカジカやスナヤツメ、馬淵川ではギバチ、中下流域ではスナヤツメやタナゴ、カジカなどが

確認されている。両生類は、熊原川上流域ではクロサンショウウオが、昆虫類は浅水川でコオイムシなどが確認されている。

河川の水質は、馬淵川河口から楡引橋までが河川B類型、それより上流域がA類型に指定されており、近年は環境基準値を満足している。また、浅水川や熊原川では、環境基準の類型指定はされていないものの、水質では河川B類型程度の基準を満足しており、良好な水質となっている。

蕨島はウミネコの集団繁殖地として全国的に知られており、学術的に価値の高いものとして国指定天然記念物となっている。蕨島から南東の大久喜までの種差海岸は、海浜植物や山野草が咲き誇る中須賀、八ノナスの群生地や鳴砂で知られる大須賀浜、海水浴場として有名な白浜海岸、釜の口・白岩・弁天崎などの奇石となつている岩礁など様々な景勝地を兼ね備えていることから、日本の国にとつて鑑賞上価値の高い地域として、国指定名勝となっている。この種差海岸の区域に加え、芝生地帯や岩礁地帯など自然景観の変化に富む階上海岸や、北上山系の北端部に位置し広葉樹林やヤマツツジの群落がある階上岳の区域は、「種差海岸階上岳県立自然公園」に指定されている。

種差海岸周辺の植物では、ニッコウキスゲ、ノハナシヨウブ、ハマギク、ミチノケヤスタバコ、サクラソウなどの植物群落や海岸草本群落などが断崖地や砂丘海岸沿いに分布しており、その植生環境の特殊性から環境省の自然環境保全基礎調査では特定植物群落に選定されている。また、春にはアズキやハマエンドウ、夏にはキリンソウやハマナス、スカシユリ、秋にはウンランやハチジョウチ、ハマギクなど季節ごとに多くの植物や草花が見られる。

鳥類では、馬淵川河口から蕨島・種差海岸周辺にかけて、ウミネコをはじめとしてウミウ、イソヒヨドリ、ウミアイサ、スズガモなど海辺の水鳥が見られる。環境省レッドデータブックや青森県レッドリストに記載されている絶滅のおそれのある種としては、カンムリカイツブリ、コクガン、シノリカモ、コアジサシ、ハヤブサなどが見られる。

4 保全地域の土地利用、地域文化の概要

馬淵川流域の土地利用状況では、山地等が76%を占めており、水田や畑地等の農地が19%、流域全体の5%を占める宅地等市街地は八戸市に集中している。

馬淵川沿川には、東北新幹線、東北本線、八戸線、青い森鉄道、いわて銀河鉄道のほか、東北縦貫自動車道八戸線、国道4号、45号等の基幹交通ネットワークが形成されるなど交通の要衝となっている。

馬淵川支川の熊原川上流域には、郷土の森として指定された「みるくの滝親水公園」や水源の森に選定されている大黒森の「町民の森」、電ヶ森の山麓にある大雷鉢砂防愛ランド（砂防公園）が整備されている。また、熊原川向山橋付近には河川を利用したゾールが整備され子どもたちに利用されている。名久井岳山麓には「ふるさとの森公園」があり、隣接する「長谷ぼたん園」とともに多くの人を訪れる。三戸町の城山公園には、馬淵川と熊原川の合流点にある丘陵の上に位置する三戸城跡があり、県内有数の桜の名所として多くの人を訪れる。また、馬淵川沿川では多くの河川公園があり、すみやの河川公園、ふれあい公園、馬淵川

遊水地公園、馬淵川緑地公園、馬淵川「水辺の楽校」などが親いど安らぎの場所として整備され、多くの住民に利用されている。

森・川・海と人との関わりとしての住民活動は、馬淵川流域の名久井岳山麓では「三戸町馬淵川を愛する会」による植樹活動が毎年行われている。自然体験学習では、名川チエリウソ村で果、三八地区林業・木材産業振興協議会主催による「緑の少年団グリーンボランティア」で子どもたちによる間伐体験や自然観察会が、南部町主催による「ふるさと学習キャンプ」ではソリイオンブなどの自然体験が行われている。このほか、「田子町立清水頭小学校」では大黒森の清掃活動や種子川での水生生物調査を、浅水川中流域では「五戸高校」生徒が「NPO法人森・川・海の環境保全ネット八戸」の協力のもと広葉樹の植樹活動を行っている。

馬淵川での住民活動では、県ふるさとの水辺サポーターに認定されている「馬淵川を愛する会」が南部町を流れる馬淵川の清掃活動を行う「馬淵川グリーン作戦」を毎年開催しているとともに、馬淵川を軸とした地域交流活性化を目的として「馬淵川川下りを楽しむ会」を開催し、いかだやボート、カヌーなどでの川下りを行っている。また、「馬淵川さけ・ます増殖漁業協働組合」では、地元小学校児童を対象にサケの稚魚放流体験や採卵体験を実施している。下流河川敷にある馬淵川水辺の楽校「ピチャピチャランド」では、「NPO法人水辺の楽校まべち」主催のもと水生生物調査・野鳥の観察会や植栽活動、馬淵川をゴムボートで下る「まべちがわ親子川下り」等を実施している。

馬淵川支川の熊原川では、田子町6自治会で構成する「熊原川源流を守る連絡協議会」が田子町を流れる熊原川の河川清掃活動を毎年実施している。また、水辺環境への意識を高めることを目的とした県水辺再発見推進事業では、「田子町立上郷小学校」が簡易水質調査を実施している。浅水川では、「五戸町立南小学校」児童が「小川原湖自然楽校」協力の下、タイヤチューブを使った川下りを行い、ふるさとの川への意識啓発を行っている。

奥南部地域河川流域の市町村で構成する「南部ふるさとの川連携協議会」は豊かな地域づくりを目的として、流域小学校児童を対象とした「ふるさとの川・みず調査」や河川清掃を行う「ふれあいグリーン作戦」を実施している。また、「馬淵川水系水質汚濁対策連絡協議会」では、流域小学生による川をきれいにするポスターを作成し、水質汚濁対策の啓蒙活動を行っている。このほか魚類資源の保護として、「三戸町漁業協同組合」では毎年馬淵川へアユやヤマメの稚魚を放流している。

海岸の区域では、「はちのへ小さな浜の会」が釜毛崎から白浜海岸までの区域の清掃活動を毎月行っており、特に定期清掃を行っている大須賀浜は鳴砂海岸に認定され、平成19年9月には全国鳴砂ネットワーク主催のもと、鳴砂の保全活用と次世代への継承について考える「全国鳴砂サミットinはちのへ」を共催した。清掃奉仕活動は、「八戸南高校」や「八戸うみねこライオンズクラブ」、「のぞみ園」等が熊島周辺を、種差海岸では「八戸水産高校」や「八戸市立大久喜小学校」が定期的に実施している。また、八戸市の市民講座「鳴砂大学」のメンバーが「種差海岸ボランティアガイドクラブ」等の協力の下、種差海岸の外來植物駆除活動を、「鯨の自然を守る会」は種差海岸の植物を守るため毎週巡視活動を行っ

ている。このほか「八戸市立種差小学校」は県主催の景観学習教室で種差海岸の景観を守る大切さについて学び、「八戸短期大学」は白浜海岸において毎年授業の一環として砂浜彫刻づくりに取り組んでいる。

八戸・三戸地域は、「是川石器時代遺跡」などの縄文遺跡や古代の「丹後平古墳群」に見られるように、太古の昔から生活が営まれ開けてきたほか、三戸南部氏が居城を構えた内陸部の三戸をはじめ、南北朝時代の根城南部氏や、南部直房を初代藩主とした八戸藩の城下町八戸市を中心に栄えてきた地域である。そのため、南北朝時代の史跡「根城跡」や、南部総鎮守である「櫛引八幡宮」とその「宝物殿」、日本一大きい三重の塔のある「法光寺」、桃山様式の華麗な建造物の「南部利康霊屋」などの文化遺産が多数点在している。

約280年余りの歴史と伝統を誇る日本一の山車祭り「八戸三社大祭」や、南部地方に古くから伝わる春を告げる豊年祈願の祭「えんぶり」などの伝統行事は国の重要無形民俗文化財に指定されている。このほか、「南部まつり」、「名川秋まつり」、「さんのお秋まつり」、「田子神楽」など馬淵川流域には郷土色豊かな祭や伝統行事がある。

5 保全の方針その他保全に関する基本的な事項

(1) 保全の目標

森、川、海は、地域住民の生活と結びついて、様々な説話、風俗習慣等の地域文化を形成してきたが、保全地域は、特に流域の特色を有する貴重な財産であることから、流域に関わるすべての人がその価値を正しく認識し、それを大切にすることを、ふるさとの森と川と海との共生を積極的に図るという考えの下に連携して一体的な取り組みを行うことにより、ふるさとの森と川と海の保全に努める。また、森・川・海の保全及び創造においては、できる限り自然の状態を維持するという基本の下に、流域の特質に配慮し、適切に実施する。

このことにより、馬淵川流域の森・川・海が、四季折々の変化に富んだ豊かで美しい自然に彩られ、様々な生物を育み、その中で地域住民が潤いと安らぎを得ながら暮らせる特色のある馬淵川流域の姿を実現する。

(2) 保全施策

上記の目標達成に向けて、次の施策を実施する。

ア パートナーシップによる連携体制の構築

保全施策の推進に当たっては、流域の視点から地域住民、事業者、民間団体、関係市町村、国及び県が協力して一体的に進めることが必要であることから、馬淵川流域における連携体制の構築を図る。

イ 定期的な観察・巡視・調査と適切な管理

保全地域を中心に馬淵川流域の良好な環境を保全するために、定期的な森・川・海の観察・巡視・調査を行い、適切な管理を行う。

ウ 人との積極的な関わり合いの場の活用

関係機関と連携し、環境学習の場等として活用を推進し、森・川・海の保全への理解を育む。さらに、地元と関係機関の連携による各区域での体験学習等の取り組みを推進し、森・川・海の一體的な保全への理解を深める。

工 特定行為に対する適切な対処

特定行為の届出については、内容を的確に把握し、適切な指導・勧告を通じて保全上の適切な方向への誘導を図る。

なお、特定行為の届出の適用除外となる森林法、河川法、県自然環境保全条例等の法令に基づく許認可等においては、各法に基づき保全上の審査を行うことにより、ふるさとの森と川と海の保全を図る。

オ あるべき姿に向けた適切な創造の推進

創造施策においては、馬淵川流域の過去を考察し、多様な生物が生息・生育する森と川と海の環境を持続可能な状態で次の世代に引き継げるように取り組む。

(3) 岩手県との連携

馬淵川の本県より上流部分は、「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を制定している岩手県に属することから、岩手県条例に基づく基本計画「カシオペア連邦流域ビジョン」(二戸地方振興局)の基本目標「未来へつなぐ健全な水と緑の保全」、同じく「米代川・馬淵川上流水系流域基本計画」(盛岡地方振興局)の基本目標「みんなでつくる恵み豊かな水と緑の大地」との連携の下、保全施策を実施する。

第2 ふるさとの森と川と海の保全についての施策に関する事項

1 清流管理指針

保全地域内の河川において、河川の状況を的確に把握するための指針、保全施策のための指標とする。

なお、本指針では下記の方法で管理を行う。

ア 公共用水域水質測定

馬淵川では各観測地点において、「生活環境の保全に関する環境基準」に定める項目について水質測定を国・県・八戸市が継続的に行う。

イ 日常的な清流管理

ふるさと環境守人、河川愛護モニター、地域住民等により日常的な管理を行う。

(1) 清流管理の基本的事項

ア 管理区間

管理区間は、保全地域指定で定めた河川のうち下表の地点とする。

表2 公共用水域水質測定地点及び日常的清流管理区間

区 分	管理地点及び管理区間
	大橋 <small>（馬淵川）</small> 尻内橋 <small>（馬淵川）</small> 中之橋 <small>（浅水川）</small>

公共用水域水質測定	柳引橋 <small>（馬淵川）</small> 名久井橋 <small>（馬淵川）</small> 留ヶ崎橋 <small>（熊原川）</small> 梅泉橋 <small>（馬淵川）</small>
日常的清流管理	新大橋 <small>（馬淵川）</small> 福地橋 <small>（馬淵川）</small> 野沢橋 <small>（浅水川）</small> 如来堂橋 <small>（如来堂川）</small> 安方橋 <small>（猿辺川）</small> 熊原橋 <small>（熊原川）</small> 向山橋 <small>（熊原川）</small>

注：管理地点及び管理区間は図2のとおり

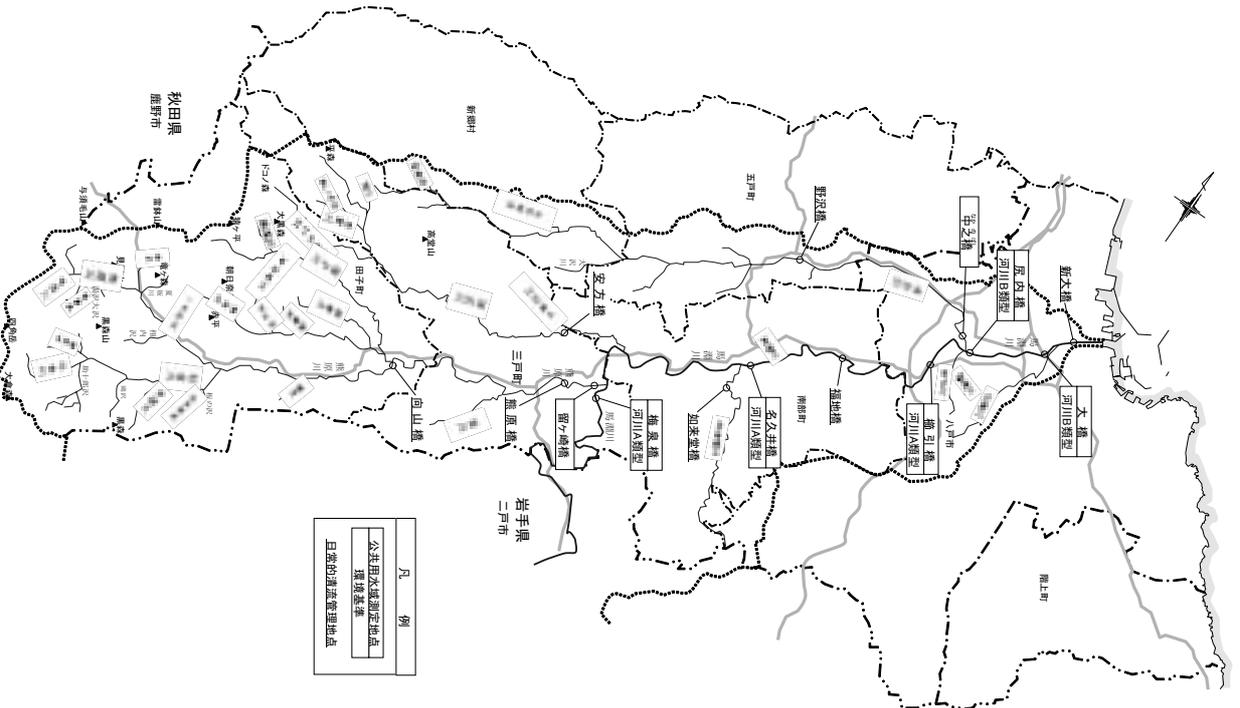


図2 管理区間位置と公共用水域水質測定地点

イ 管理内容

現在の良好な自然環境を将来にわたり維持し、保全していくためには以下の管理を国、県、八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、新郷村及び流域住民が一体となって維持管理していくこととする。
 保全地域の管理については、継続的に水質やゴミ投棄等の現状把握を実施するとともに巡視等により管理を行う。

(ア) 管理の内容

- ・ 水質の把握
- ・ ゴミの投棄や汚濁排水状況の把握
- ・ その他河岸の状況の把握

(イ) 管理の方法

参加型・学校の総合的な学習の時間等を活用するほか、今後の地元協議により役割分担を行う。

(2) 清流管理のための指標

ア 管理指標の設定

- (ア) 公共用水域水質測定
公共用水域において定められている水質基準「生活環境の保全に関する環境基準」の5項目 (pH・BOD・SS・DO・大腸菌群数) を指標とする。
- (イ) 日常的な清流管理

i 水量

目視による湧水時の流量を指標とする。

ii 水質

流水の性状 (透視度、臭気等) を指標とする。

iii 魚類

魚類の生息状況 (生息範囲、行動、浮上死など) を指標とする。

iv 水生生物

表3「水生生物による水質判定」に示された種を指標とする。

イ 管理すべき基準値と清流管理の目安

(ア) 公共用水域水質測定
表4に示す生活環境の保全に関する環境基準を満足すること。

(イ) 日常的な清流管理

i 水量

湧水時に瀾瀾れ等が生じないこと。

ii 水質

透視度、臭気等の異常がないこと。

iii 魚類

既存調査で確認された種の生息範囲 (図3) や行動を目安とする。
 浮上死等の異常が生じていないこと。

表3 水生生物による水質判定

水質判定	指 標 生 物
きれいな水 ()	カワゲラ ヒラタカゲロウ ナガシトビケラ ヤマトビケラ ヘビトンボ フコ アミカ サワガニ ウスミス
少しきたない水 ()	コガタシヌトビケラ オオシヌトビケラ ヒラタドロムシ ゲンジボタル コオニヤンマ ヤマトシジミ イシヌキガイ カクニナ スズエビ
きたない水 ()	ミスカヌキリ タイコウチ ミズムシ イソコツムシ ニホソドロコエビ タニシ ヒル
大変きたない水 ()	セスジユスリカ チョウバエ アメリカザリガニ サカヌキガイ エラミミズ

下線部は、現地調査において確認されている種

表4 公共用水域水質測定地点と環境基準

水質測定地点	生活環境の保全に関する環境基準
梅泉橋 久井橋 名久井橋 櫛引橋	河川環境基準 A 類型 pH : 6.5以上8.5以下 BOD : 2 mg/l 以下 SS : 25mg/l 以下 DO : 7.5mg/l 以上 大腸菌群数 : 1,000MPN/100ml以下
房内橋 大橋	河川環境基準 B 類型 pH : 6.5以上8.5以下 BOD : 3 mg/l 以下 SS : 25mg/l 以下 DO : 5 mg/l 以上 大腸菌群数 : 5,000MPN/100ml以下

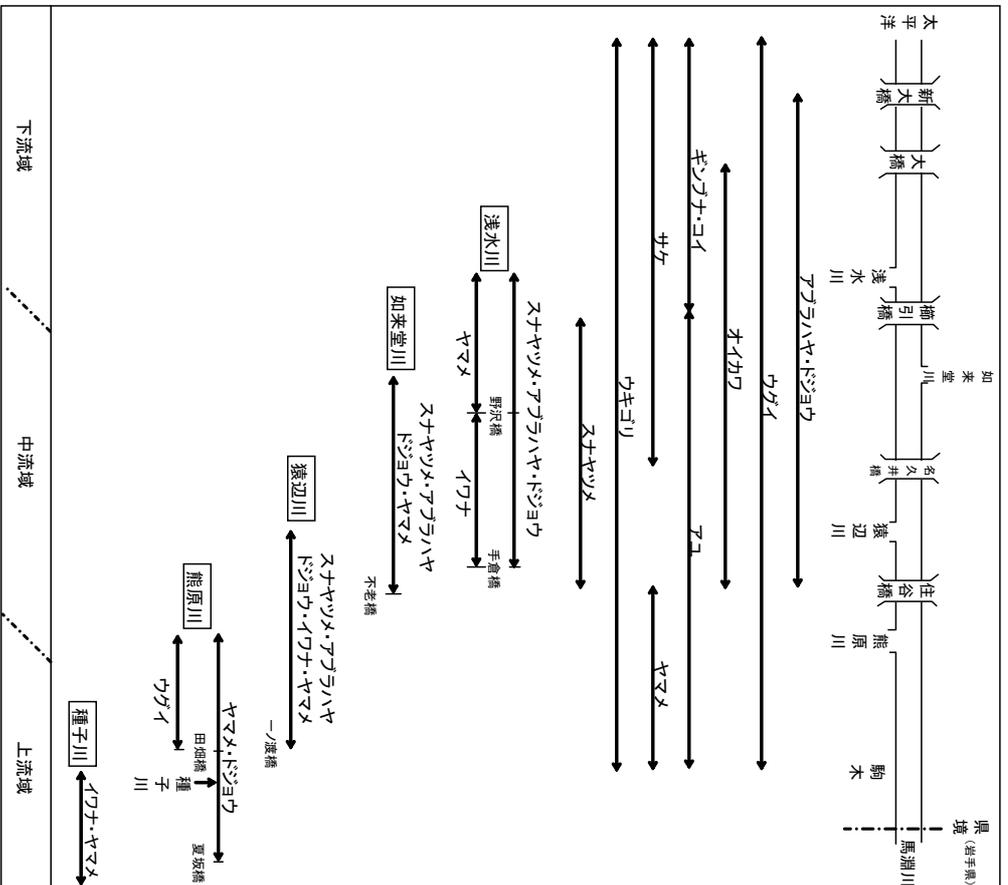


図3 既存調査による魚類の生息範囲の目安

注1：馬淵川の上・中・下流域区分は、河川形態により以下のとおりとした。
 上流域：梶原から熊原川合流点までの区域
 中流域：熊原川合流点から櫛引橋までの区域
 下流域：櫛引橋から河口までの区域

注2：図3の魚類は、現地調査時の確認種である。

2 森・川・海の主要な要素を保護するための事項

(1) 森林の区域

ア 森林は、地域における貴重な産業・観光・自然資源であることから、区域の大半を占める国有林野と連携を図りながら森林の公益的機能が持続的に発揮されるよう努める。また、地域住民など県民参加の植樹や育樹を通じて「森づくり」の活動を推進し、地域に開かれた適切な森林の保全・育成に努める。

イ 植樹・育樹の各種イベントなどの推進を通じ、森・川・海のつながりの重要性の普及啓発を図るとともに、森の保全・育成を担う森林ボランティアなどの人材や担い手の育成を図る。

ウ 馬淵川流域の優れた自然環境の保全を図るため、ふるさと環境守人、森林保全巡視員、地域住民等の連携により巡視活動等を推進する。

エ 田子町の「郷土の森」や大黒森「町民の森」等において、地域住民及び流域外の人々が共に自然と親しみ、憩いやすらぐ場、自然環境教育・学習の場としての活用を推進する。

(2) 河川の区域

ア 馬淵川ではギバチ、熊原川ではハナカジカやクロサンショウウオなどの希少種が生息し、沿川ではオシドリやカワウなど希少な水鳥が見られるなど多種多様な動植物の生息・生育の場となっていることから、これらの生物の生息・生育環境の保全を図るため、ふるさと環境守人、河川愛護モニター、河川監視員、鳥獣保護員、地域住民等との連携により巡視活動等を推進する。

イ 馬淵川は八戸・三戸地方の生活の基盤や歴史、文化、風土を形成し育んできたものであることから、自然とのふれあい、歴史、文化、環境学習ができる場など人と河川が豊かにふれあえるような場の確保を図る。

ウ 馬淵川は良好な水質を維持していることから、河川の利用状況や沿川地域の水利利用状況などを考慮しながら、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、生活排水対策など地域住民との連携を図り、良好な水質を次代に引き継げるように努める。

エ 河川環境に関する維持管理については、定期的に保全地域を中心としたパトロールを実施する。また、地域住民や市民団体等と幅広く情報共有し、住民参加による環境保全活動や河川清掃、河川愛護活動を推進し、良好な水環境の保全に努める。

オ 地域住民等の理解と協力により、河川等で見られる魚類及び植物のよりよい生息・生育環境の維持・保全並びに河川の美化・水質の向上・維持に努める。また、子どもたちの水質調査活動やNPO法人等の環境活動などにより、河川の自然環境の保全を推進する。

(3) 海岸の区域

ア 国指定名勝に指定されている種差海岸は、ヒキウチ白砂青松、大小の岩礁、小島が交互に続き、春から秋にかけては、海浜植物が咲き乱れるなど優れた景観を呈していることから、これらの景観の維持・保全に努める。

イ 熊島や種差海岸をはじめとする海岸の区域は、多くの野鳥の飛来・生息地

となっており、希少な種も多く見られることから地域住民による野鳥観察が行われ、良好な海岸の環境が保全されるように努める。また、希少な野鳥が産卵する場所もあることから、特に産卵期には周辺の環境に配慮する。

ウ 種差海岸では、断崖海岸等の特殊な立地に見られる植物群落が数多く見られることから、これらの群落と生育環境を保全するため、ふるさと環境守人、河川監視員、種差海岸保護指導員、NPO法人、地域住民等との連携により巡視活動等を推進する。

エ 大須賀浜は全国でも数少ない鳴砂海岸であることから、この環境の保全を図るため、関係機関や住民参加による海岸清掃等を推進するとともに、ゴミ投棄防止に対する啓発を図る。

オ 種差海岸の区域は、観光客をはじめ多くの人が訪れる場所であることから、行政と地域住民が連携して、海岸利用者のマナーやマナーの向上を図るとともに、適正な海岸利用のルールづくりや、地域住民やボランティアの参加・協力の体制づくりなどを図り、美しく快適な海岸づくりを進める。

(4) 全般的な保全施策

ア パートナーシップによる取組の積極的な推進

(ア) ふるさとの水辺サポーター制度による清掃活動などの活動を推進し、保全地域を中心に森・川・海での住民参加・協力による保全に取り組む。

(イ) 流域の小学校児童による環境学習と連携し、清流管理指針の水生生物調査・水質調査などを実施するとともに、地域住民等と連携しながら指標項目調査を行う。また、水質調査/活動のPR等により、生活排水対策等に対する普及啓発を図る。

(ウ) 地域住民等と行政が協働してパンプレットの作成・配布等を行うなど地域住民等に対する保全計画への理解と保全意識の高揚を図る。

イ 民間団体等の自発的活動の促進

(ア) 調査研究の推進を図るため、民間団体等に対する各種助成制度や関係情報の提供等を行う。

(イ) シンポジウムや講演会、学習会の開催など民間団体等の自発的活動の場を提供する。

ウ ふるさと環境守人による支援

ふるさと環境守人は地域住民等のボランティア活動、環境学習等への支援を行う。

(5) あるべき姿に向けた適切な創造

ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資する森・川・海づくりには、これら「県民の豊かで潤いのある生活の礎となるふるさとの森と川と海を守り、これを揺るぎない形で次の世代に引き継ぐ」との条例の理念を尊重する。

森林、河川及び海岸の一體的整備その他必要な施策を行う際には、馬淵川流域の過去を考察しながら、できる限り自然の状態を維持し、かつその馬淵川流域に近づくように次のとおり取り組む。

ア もともとの姿を参考とした森・川・海づくり

ふるさとの森と川と海は、人と自然が調和の取れた状態で共存している

重要な場であることから、創造する際にはもともとの森や川や海の自然の持続力・状態を参考にし、人も含めた生態系の活動(バランス)に配慮した森づくりや川づくり、海づくりを推進する。

イ 自然の作用を最大限に活用した森・川・海づくり

(ア) 森・川・海自身がつくる作用を最大限に活用し、多様な形状の保全・復元に努める。

(イ) 海岸については、岩礁や砂浜の持つ自然の消波機能を活用するとともに、貴重な自然環境の保全に配慮した施設整備に努める。

(ウ) 河川の水や土砂の流れの確保に努める。

ウ 注目すべき生物の保存を確保する森・川・海づくり
希少種や絶滅のおそれのある生物、地域の良好な環境を代表する生物を含めた生態系を保全する視点に立った事業実施に努める。

エ 地域住民との対話による森・川・海づくり

馬淵川流域の特性に応じた森・川・海づくりを行うに当たって、地域住民等の知見・情報を活用するとともに、地域住民等との連携や役割分担により取り組む。

オ 関係行政機関の連携強化による森・川・海づくり

関係行政機関との連携を密にし、個々の事業者が関連する整備を行う場合には十分な調整を図る。

カ 持続可能な森づくり

中・下流域に存する育成途上の森林については、間伐など適正な保育を推進するとともに、広葉樹の植栽や複層林への誘導など多様な森林の造成を図る。また、天然林においても択伐施業などによる適切な施業を行い、公益的な機能を持続的に発揮する森林づくりに取り組む。

キ 上下流方向、横断方向の連続した環境条件を確保した川づくり

(ア) 上下流方向、横断方向の連続した環境条件を確保するとともに、周辺のネットワークを断ち切らないように努める。

(イ) 河畔林を保全するとともに、連続性の確保に努め、森と川と海を結ぶ回廊となるように配慮する。

(ウ) 魚類等の遡上・降下に影響のある河川横断工作物の改築に当たっては構造を見直し、森と川と海のつながりの確保を図る。

ク 連続した環境条件を確保した海づくり

(ア) 海岸と海域、陸域、河川などとの空間的な連続性、環境変化の時間的連続性、動植物の生息・生育の場や多様性及び変動性に留意する。

(イ) 繁殖場、生育場、生息場等になっている多様な場を確保するとともに、その場を構成する環境要素や場のつながりを適正に維持する。

ケ 間伐材を利用した川づくり

森林担当部局、河川・砂防事業担当部局は、お互いに連携して間伐材の需給情報を交換し、地域で供給される間伐材を有効利用し「森を育む川づくり」を推進する。

コ 川づくりにおける事業実施後の継続的なモニタリングの実施

事業実施後の状況を継続的に調査し、その効果を検証する。

サ 森・川・海の自然とのふれあいの場の確保

(ア) 子どもたちをはじめ地域住民が森・川・海とのふれあいを通じて、自然のすばらしさや大切さを感じることができ自然体験の場、遊びの場、憩い・やすらぎの場、交流の場を創出する。

(イ) 誰もが安全に川辺や海辺に近づき、身近に自然にふれることができるような整備を推進する。

(ウ) 施設整備を行うに当たっては、地域にふさわしいものにする。

3 森・川・海の維持・管理に関する事項

(1) 現地での維持管理内容

ア ふるさと環境守人による巡視

ふるさと環境守人は、巡視の日時、区域、経路及び方法を設定し、巡視する。

イ 報告

ふるさと環境守人は、無届特定行為や森・川・海の保全に支障を及ぼす事態といった問題発生を発見・通報するとともに、保全地域の状況を記録し、県(河川砂防課長)に報告する。

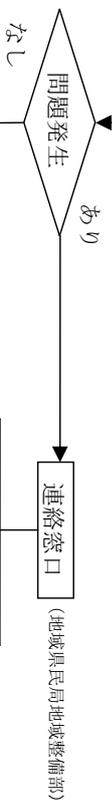
ウ 問題発生時の対応

問題発生時は、連絡窓口から森・川・海の管理担当関係機関に対して連絡を行い、管理担当機関が現場で対応する。

(2) 現地管理体制と役割分担

(ふるさと環境守人)

巡 視



4 管理上必要な保全施設の整備に関する事項

保全地域標示看板の設置

標示看板には、保全地域の名称、保全地域の範囲、保全地域の特質及び特定行為の内容を表示することとし、必要に応じて生息する生物等の写真等を表示する。

ふるさとの森と川と海の保全に関する計画の公表

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第七十一号）第七条第一項の規定により新井田川流域ふるさとの森と川と海保全地域におけるふるさとの森と川と海の保全に関する計画を次のとおり定め、同条第三項の規定により公表する。

平成二十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

新井田川流域保全計画

平成20年3月

青 森 県

目 次

第1 保全すべきふるさとの森と川と海の特質その他ふるさとの森と川と海の保全に関する基本的な事項 1

1 新井田川流域の概要 1

2 新井田川流域の保全地域 2

3 保全すべき森・川・海 of 環境の特質の概要 4

4 保全地域の土地利用、地域文化の概要 5

5 保全の方針その他保全に関する基本的な事項 7

第2 ふるさとの森と川と海 of 保全についての施策に関する事項 8

1 清流管理指針 8

2 森・川・海 of 主要な要素を保護するための事項 13

3 森・川・海 of 維持・管理に関する事項 16

4 管理上必要な保全施設の整備に関する事項 16

第1 保全すべきふるさとの森と川と海 of 特質その他ふるさとの森と川と海 of 保全に関する基本的な事項

1 新井田川流域 of 概要

新井田川は、岩手県久慈市（旧山形村）地先の多々良山（標高970m）及び平庭峠に源を発し、その名称を瀬月内川として九戸村、軽米町を貫流し、青森県との県境付近で霧谷川と合流する。青森県に入り新井田川と名称を変え、古里川、頃巻川、松館川等の支川を合わせ、八戸市の湊地先で太平洋に注いでいる。

新井田川は、流路延長78.1km、流域面積585.4km²（うち青森県の区間は延長28.6km、流域面積180.0km²）の規模を有する二級水系の河川であり、その流域は2市3町1村から構成され、岩手県北部及び青森県三八地方における社会、経済、文化の基盤をなす河川である。

流域の形状は南北に細長く、階上岳（標高740m）、平庭岳（標高1,060m）、折爪岳（標高852m）を主とする山々に囲まれている。地形は、上流部岩手県から八戸市南郷区、階上町にかけての山地、下流部八戸市南部の丘陵地、最下流部八戸市北部の低平地に区分され、上流山地部には河川沿いに盆地が点在している。地質は、上流山地部にかけては「火山岩塊」が広く分布し、平野部は河川の運搬作用により堆積した礫、砂、粘土からなる沖積層が主体となっている。

新井田川の川幅は、中流部の島守地区では約60～70m、長館橋から河口までは約70～100mとなっている。河床勾配は、長館橋より上流では1/600程度、下流では1/2,500程度となっている。

流域の気候は全体的に湿潤温暖な太平洋気候で、北東北地方に位置しながらも年間を通じて比較的穏やかであり、夏はしのぎやすく、降雪量も少ない気候であるが、春から夏にかけて偏東風（通称「やませ」）が吹き、異常低温や日照不足が発生しやすい。

新井田川の沿川には、上流から下流にかけて水田・畑、住宅地が点在するとともに、下流の低平地に水田・畑、市街地、工場地帯等が広がっており、これらの活動の水源として新井田川の水が灌漑用水とともに、発電用水、工業用水等として利用されている。

新井田川水系の河川横断施設としては、揚水機や頭首工などが各所に設置されているほか、大規模なものとしては洪水調節、灌漑用水、上水道用水の確保を目的とした世増ダムがある。また、新井田川支川には、砂防施設が各所に設置されている。

新井田川流域の森林区域は、階上岳を主峰として、鳩岳・つくし森からなる階上山地や島守丘陵を水源とする古里川上流域に位置し、ケヤキ等の天然林及びアザミ・アカマツ等の人工林から成っている。これらの地区は、新井田川の水源を蓄え、安定した川の流れを保ち、洪水や濁水を緩和する働きがあることから、ほとんどが水源かん養保安林に指定されている。

新井田川水系の治水事業は、昭和12年に馬淵川の支川として改修が始められ、昭和14年には馬淵川の河口を分離する馬淵川放水路事業に着手し、昭和30年に現在のように新井田川単独の水系となっている。

新井田川の本格的な改修工事は昭和37年度から開始され、河口から長館橋までの区間については昭和51年度までに堤防護岸工事を完了している。中流部の風張・差波地区、島守地区を同様に計画に取り込み、これまでに整備を終えている。

2 新井田川流域の保全地域

新井田川流域における保全地域は、自然環境が優れた状態を維持している区域のうち、森と川と海の保全を図る上で特に重要と認められる区域として、自然環境が優れていること、多様な動植物や希少な種が生息・生育していること、地域住民との関わりが深いことなどの理由から、下記の区域を保全地域として指定する。

表 1 新井田川流域保全地域

保 全 地 域	
森林	<p>下記の民有林に含まれる主な「水土保全林」及び「森林と人との共生林」の区域 < 民有林 ></p> <p>(八戸市南郷区) 115林班の内、116林班の内、117林班、118林班、119林班の内、120林班の内、122林班の内、123林班の内、124林班の内、132林班の内、133林班の内、134林班の内、(階 上 町) 336林班、340林班の内、341林班、342林班、343林班、344林班、345林班、346林班、347林班、348林班、359林班の内、360林班の内、361林班の内、362林班、363林班の内、365林班、366林班、367林班、368林班、369林班、370林班、372林班、373林班の内、374林班、375林班、376林班、381林班の内、382林班、383林班、384林班、385林班、386林班、387林班の内、388林班、389林班、390林班、391林班の内、392林班の内</p>
河川	<p>1 新井田川の区域のうち、岩手県との県境から海に至る場所 松館川の区域のうち、三戸郡階上町大字田代字銭蒔地内から新井田川への合流点までの区域</p> <p>2 馬渡川及び御堂川の区域のうち、次の(1)及び(2)の区域 馬渡川及び御堂川の区域のうち、八戸市と三戸郡階上町の市町境から松館川への合流点までの区域</p> <p>(2) 御堂川の区域のうち、三戸郡階上町大字鳥屋部字福立沢地内から馬渡川への流入点までの区域</p> <p>3 埴巻川の区域のうち、八戸市南郷区大字中野字館ノ下地内から新井田川への合流点までの区域</p> <p>4 田川への合流点までの区域</p> <p>5 古里川の区域のうち、八戸市南郷区大字島守字鍋倉地内から新井田川への合流点までの区域</p>

海岸	<p>1 八戸市大字鯨町及び大字金浜の区域のうち、太平洋沿岸の一部の区域</p> <p>2 八戸市民有林205林班の内、207林班の内、227林班の内</p> <p>3 三戸郡階上町大字道仏の区域のうち、太平洋沿岸の一部の区域</p>
----	---



図 1 新井田川流域と保全地域指定位置図

3 保全すべき森・川・海の環境の特質の概要

階上山地は階上岳（標高740m）を主峰として、鳩岳（標高529m）、つくし森（標高425m）などで構成され、別名「臥牛山」とも呼ばれる従順地形をしている。八戸台地との境界は標高約200mで、明瞭に台地から山地に変化し、階上岳の地質は花崗岩類、山麓は火山岩層である。階上岳周辺は種差海岸とともに「種差海岸階上岳県立自然公園」に指定されており、山頂付近はミズナラ、カシロ、コナラ、シラカンバなどの広葉樹林で、周辺はヌギ、アカマツ林が広がり、大開平にはヤマツツジなどの群落もあるなど四季折々の自然が魅力である。特に、郷土景観を代表する植物群落としての「階上岳植物群落」や「階上岳周辺のシラカンバ林」は、学術的価値が高いことから環境省の自然環境保全基礎調査では特定植物群落到に選定されている。

北上山地を北流し青森県に入る新井田川は、険しい谷壁の間を蛇行しながら北流し、島守盆地で古里川と合流する。島守地区の新井田川は、中州があり早瀬・平瀬・淵があるなど河川形態が多様で、自然河川を呈している。島守盆地からは、再び険しい谷壁の間を蛇行しながら北流し、左支川垣巻川、右支川松館川を合流した後八戸台地を貫流し、太平洋に注いでいる。松館川合流付近は、全体に平瀬が卓越し両岸には草本類が繁茂するなど豊かな自然環境が残されている。松館川合流点より下流は、複断面河道で整備され、比較的に広い河道幅と河道内の緑により開放的な河川景観となっている。

上流域の島守地区では、水際や州などにツルヨシを中心とした草場が広がっており、ネコヤナギの低木林が点在している。堤内地では、アカシデを伴ったケヤキ林、アカマツ林、コナラ林が広がっている。中流域の垣巻川合流点では、水際にツルヨシを中心とした草場が帯状に形成され所々にネコヤナギ低木林がある。堤外地はオニグルミ、ニセアカシヤなどが優占する低木～亜高木林が成立している。松館川では水際法面下部にオニグルミやハルニシの低木が群落を形成し、山地斜面はミズナラ、コナラ林などが広がっている。環境省レッドデータブックや青森県レッドリストに記載されている絶滅のおそれのある植物としては、新井田川上流域ではアキノハハコグサやタチハコベ、イワカラマツなどが、下流域ではナガミノツルキケマンやタコノアシなどが、松館川ではナガミノツルキケマンやキンランなどが生育している。このほか沿川の植物群落として「不置のクウンワ」や「島守のヤシヤセンヌイ」、龍興山神社のピロートラノオ」などは学術的価値が高いことから特定植物群落到に選定されている。

ほ乳類は、階上岳周辺に国の特別天然記念物に指定されているニホンカモシカをはじめ、キツネ、タヌキ、イタチなどが生息している。このほか新井田川上流域には、国の天然記念物であるヤズネ、環境省レッドデータブックや青森県レッドリストに記載のある絶滅のおそれのあるほ乳類としてヒナコウモリやコチンダコウモリなどが生息している。

鳥類は、上流域の「八戸市民の森不置岳」ではイカルやツツトリが見られ、ククロウ、サンコウチヨウ、ヌミジロなどの希少種も見られる。新井田川沿川の島守地区ではミサゴ、カワセミ、ツバメ、ツツトリなどが、下流付近ではアオサギ、オオバン、ハクセキレイ、コムシズクなどが見られる。環境省レッドデータブック

や青森県レッドリストに記載のある絶滅のおそれのある鳥類はオシドリ、ヤマセミ、カクウなどの水鳥に加えミサゴ、ハヤブサ、オイカワなども見られる。魚類は、新井田川上流域ではウグイやアブラハヤ、オイカワなどが、下流域ではヌハゼ、ワカサギ、ウグイなどが生息している。このほか、古里川ではヤマメやイロナなどが、松館川ではイロナ、エゾウグイなどが見られる。環境省レッドデータブックや青森県レッドリストに記載のある絶滅のおそれのある魚類としては、新井田川上流域でヌチヤツメが、中流域でタナゴが確認されている。また、垣巻川ではゲンジボタルが生息する。

河川の水質は、「生活環境の保全に関する環境基準」で新井田川長館橋を境に上流部が河川A類型、下流が河川B類型に指定されており、近年では環境基準を満足しており良好な水質状態となっている。

蕪島はウミネコの集団繁殖地として全国的に知られており、学術的に価値の高いものとして国指定天然記念物となっている。蕪島から南東の大久喜までの種差海岸は、海浜植物や山野草が咲き誇る中須賀、ハマナスの群生地や鳴砂で知られる大須賀浜、海水浴場として有名な白浜海岸、釜の口・白岩・弁天崎などの奇岩怪石となっている岩礁など様々な景勝地を兼ね備えていることから、日本の国にあって鑑賞上価値の高い地域として、国指定名勝となっている。この種差海岸の区域に加え、芝生地帯や岩礁地帯など自然景観の変化に富む階上海岸や、北上山系の北端部に位置し広葉樹林やヤマツツジの群落がある階上岳の区域は、「種差海岸階上岳県立自然公園」に指定されている。

種差海岸周辺の植物園は、ニッコウキスゲ、ノハナシヨウブ、ハマギク、ミチノケラタバコ、サクラソウなどの植物群落や海岸草本群落などが断崖地や砂丘海岸沿いに分布しており、その植生環境の特殊性から環境省の自然環境保全基礎調査では特定植物群落到に選定されている。また、春にはアズナギクやハマエンドウ、夏にはキンランウチやハマナス、アカシユリ、秋にはウンランやハチジョウチ、ハマギクなど季節ごとに多数の植物や草花が見られる。

鳥類では、新井田川河口から蕪島・種差海岸周辺にかけて、ウミネコをはじめとしてウミウ、イソヒヨドリ、ウミアイサ、ヌズガモなど海辺の水鳥が見られる。環境省レッドデータブックや青森県レッドリストに記載されている絶滅のおそれのある種としては、カンムリカイツブリ、コクガン、シノリガモ、コアジサシ、ハヤブサなどが見られる。

4 保全地域の土地利用、地域文化の概要

新井田川流域の土地利用状況は、山地等が73%を占めており、水田や畑地等の農地が17%、流域全体の10%を占める宅地等市街地は八戸市に集中している。

新井田川沿川の交通体系は、新井田川に平行して国道340号と東北縦貫自動車道八戸線が通っているほか、国道45号が下流域を東西に通じ、この幹線道路に県道が連結している。

新井田川上流域には、「八戸市民の森不置岳」があり、鳥獣保護区に指定されるなど多様な野鳥が見られるほか、シラカンバなどの広葉樹やツツジが見られ、野外レクリエーションや学習の場として多くの市民に利用されている。島守地区

には、新井田川「水辺の楽校」があり親水施設が整備されており、また周辺には「散策の道龍興山」や水車小屋、ホタル水路などがあるほか、「平ノ下河原農村公園」には野鳥観察小屋があるなど自然体験や環境学習の場として多くの市民に利用されている。松館川上流域の「階上岳つづじの森キャンプ場」には散策路が整備されており、階上岳の自然を楽しむことができる。松館川では、金山沢地区に採石地跡の石灰岩壁を生かした「ふる里河川公園」があり、親水広場や河川プールが整備されているなど、子どもたちの水生生物調査や自然体験などをはじめとして、緑豊かな自然と水に親しみあう野外レクリエーションの場として、近隣の市町村からも多くの人々が訪れ利用されている。

森・川・海と人との関わりとしての住民活動は、新井田川上流域の青葉湖で県主催の「森と湖に親しむ集い」が毎年開催されており、小学校児童による植樹やヤマメ稚魚放流など豊かな自然を守る意識啓発の行事が行われている。平成18年度には、市民の森不習岳で果と三八地区林業・木材産業振興協議会主催による「森と水の教室」が行われ、三八地域の小学生が森の観察や森林土壌の学習、世増ダムの見学など野外観察を通じて森と川のつながりを学んでいる。階上岳周辺では、「階上町立階上小学校」や「登切小学校」の児童が階上岳清掃登山を毎年行っている。

新井田川での住民活動では、「八戸市立島守中学校」が水辺環境への意識を高めることを目的とした県主催の水辺再発見推進事業で新井田川の水生生物調査を実施するとともに、同中学校はこのほか、新井田川や古里川で水質調査や野鳥観察などを毎年実施している。馬渡川では「がんじや里山の会」が環境教育を実施している。下流域では「新井田川をきれいにしよう」が、新井田川流域住民の健康で快適な生活環境の維持を目的に年3回の河川清掃活動に加え草刈等を毎年実施し、県ふるさとの水辺サポーターに認定されている。また、新井田川堤防保護組合でも長館橋から河口までの清掃活動を年2回毎年実施している。階上町金山沢にある松館川の「ふる里河川公園」では、「階上町立金山沢小学校」児童が清掃活動や野鳥観察、自然体験学習などを、「八戸市立城下小学校」児童が八戸市主催の水生生物調査「せせらぎウオッチング」を実施している。

「NPO法人森・川・海の環境保全ネットワーク」は、森や川、海など自然とのふれあいを通じて環境保全意識の高揚を図ることを目的として、新井田川上流から下流までの見学、川の源流散策、世増ダムの見学やサケの探卵・放流体験を行う「新井田川探訪会」を実施している。県南部地域河川流域の市町村で構成する「南部ふるさとの川連携協議会」は豊かな地域づくりを目的として、流域小学校児童を対象とした「ふるさとの川・みず調査」や河川清掃を行う「ふれあいウオッチング」を実施している。また、八戸市が主催する「子ども水質探検隊」では、新井田川流域の子どもたちを対象に、新井田川の上流から下流の数箇所の水質調査などを行い、その結果を通じて生活排水対策についての意識啓発を行っている。

このほか水辺の利用としては、南郷観光協会が「青葉湖屋形船遊覧」を実施し、青葉湖の豊かな自然を湖上から見学し、サギやウナギなどの野鳥を観察している。また、新井田川下流域では夏に「灯籠流し」などに利用されている。海岸の区域では、「はちのへ小さな浜の会」が毛崎から白浜海岸までの区域

の清掃活動を毎月行っており、特に定期清掃を行っている大須賀浜は鳴砂海岸に認定され、平成19年9月には全国鳴砂ネットワーク主催のもと、鳴砂の保全活用と次世代への継承について考える「全国鳴砂サミットinはちのへ」を共催した。清掃奉仕活動は、「八戸南高校」や「八戸うみねこライオンズクラブ」、「のぞみ園」等が無島周辺を、種差海岸では「八戸水産高校」や「八戸市立大久喜小学校」が定期的に実施している。また、八戸市の市民講座「鳴砂大学」のメンバーが「種差海岸ボランティアガイドクラブ」等の協力の下、種差海岸の外來植物駆除活動を、「鯨の自然を守る会」は種差海岸の植物を守るため毎週巡視活動を行っている。このほか「八戸市立種差小学校」は県主催の景観学習教室で種差海岸の景観を守る大切さについて学び、「八戸短期大学」は白浜海岸において毎年砂浜彫刻づくりに取り組んでいる。

八戸・三戸地域は、「是川石器時代遺跡」などの縄文遺跡や古代の「丹後平古墳群」に見られるように、太古の昔から生活が営まれ開けてきたほか、南北朝時代の根城南部氏や、南部直房を初代藩主とした八戸藩の城下町八戸市を中心に栄えてきた地域である。そのため、南北朝時代の史跡「根城跡」や、南部総鎮守である「榑引八幡宮」とその「宝物殿」などの文化遺産が多数点在している。

約280年余りの歴史と伝統を誇る日本一の山車祭り「八戸三社大祭」や、南部地方に古くから伝わる春を告げる豊年祈願の祭「えんぶり」などの伝統行事は国の重要無形民俗文化財に指定されている。このほか、「南郷サマーフェスティバル」や「島守春まつり」、階上町の「赤保内駒踊り」や「神楽」など新井田川流域には郷土色豊かな祭や伝統行事などがある。

5 保全の方針その他保全に関する基本的な事項

(1) 保全の目標

森・川、海は、地域住民の生活と結びついて、様々な談話、風俗習慣等の地域文化を形成してきたが、保全地域は、特に流域の特色を有する貴重な財産であることから、流域に関わるすべての人がその価値を正しく認識し、それを大切にすることを、ふるさとの森と川と海との共生を積極的に図るといった考えの下に連携して一体的な取り組みを行うことにより、ふるさとの森と川と海との保全に努める。また、森・川・海との保全及び創造においては、できる限り自然の状態を維持するという基本の下に、流域の特質に配慮し、適切に実施する。

このことにより、新井田川流域の森・川・海が、四季折々の変化に富んだ豊かで美しい自然に彩られ、様々な生物を育み、その中で地域住民が潤いへと安らぎを得ながら暮らせる特色のある新井田川流域の姿を実現する。

(2) 保全施策

上記の目標達成に向けて、次の施策を実施する。

ア パートナーシップによる連携体制の構築

保全施策の推進に当たっては、流域の視点から地域住民、事業者、民間団体、関係市町村、国及び県が協力して一体的に進めることが必要であることから、新井田川流域における連携体制の構築を図る。

イ 定期的な観察・巡視・調査と適切な管理

保全地域を中心に新井田川流域の良好な環境を保全するために、定期的な森・川・海の観察・巡視・調査を行い、適切な管理を行う。

ウ 人とのか積極的な関わり合いの場の活用

関係機関と連携し、環境学習の場等として活用を推進し、森・川・海の保全への理解を育む。さらに、地元と関係機関の連携による各区域での体験学習等の取り組みを推進し、森・川・海の一体的な保全への理解を深める。

エ 特定行為に対する適切な対処

特定行為の届出については、内容を的確に把握し、適切な指導・勧告を通じて保全上の適切な方向への誘導を図る。

なお、特定行為の届出の適用除外となる森林法、河川法、県自然環境保全条例等の法令に基づく許認可等においては、各法に基づく保全上の審査を行うことにより、ふるさと森と川と海の保全を図る。

オ あるべき姿に向けた適切な推進

創造施策においては、新井田川流域の過去を考察し、多様な生物が生息・生育する森と川と海の環境を持続可能な状態で次の世代に引き継げるように取り組む。

(3) 岩手県との連携

新井田川の本県より上流部分は、「岩手県ふるさと森と川と海の保全及び創造に関する条例」を制定している岩手県に属することから、岩手県条例に基づく基本計画である「カシオペア連邦流域ビジョン」（二戸地方振興局）の基本目標「未来へつなぐ健全な水と緑の保全」との連携の下、保全施策を実施する。

第2 ふるさと森と川と海の保全についての施策に関する事項

1 清流管理指針

保全地域内の河川において、河川の状況を的確に把握するための指針、保全施策のための指標とする。

なお、本指針では下記の方法で管理を行う。

ア 公共用水域水質測定

新井田川では各観測地点において、「生活環境の保全に関する環境基準」に定める項目について水質測定を八戸市が継続的に行う。

イ 日常的な清流管理

ふるさと環境守人、地域住民等により日常的な管理を行う。

(1) 清流管理の基本的事項

ア 管理区間

管理区間は、保全地域指定で定めた河川のうち下表の地点とする。

表2 公共用水域水質測定地点及び日常的清流管理区間

区分	管理地点及び管理区間
公共用水域水質測定	湊橋 塩入橋 新井田橋 長館橋 鷹ノ巣橋
日常的清流管理	新井田大橋付近 是川橋付近 ふるさと里河川公園付近（松館川） 馬場橋付近

注：管理地点及び管理区間は図2のとおり

イ 管理内容

現在の良好な自然環境を将来にわたって維持し、保全していくためには以下の管理を国、県、八戸市、階上町及び流域住民が一体となって維持管理していくこととする。

保全地域の管理については、継続的に水質やゴミ投棄等の現状把握を実施するとともに巡視等により管理を行う。

(ア) 管理の内容

- ・ 水質の把握
- ・ ゴミの投棄や汚濁排水状況の把握
- ・ その他河岸の状況の把握

(イ) 管理の方法

参加型・学校の総合的な学習の時間等を活用するほか、今後の地元協議により役割分担を行う。

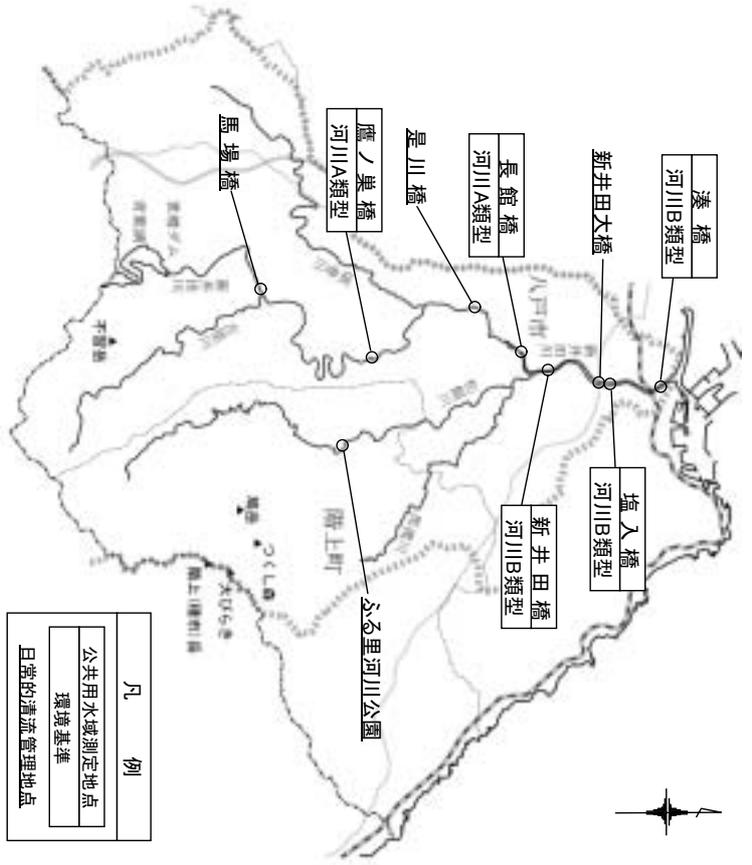


図2 管理区間位置と公共用水域水質測定地点

- (2) 清流管理のための指標
- ア 管理指標の設定
 - (イ) 公共用水域水質測定
 - 環境基準」の5項目 (pH・BOD・SS・DO・大腸菌群数) を指標とする。
 - (ロ) 日常的な清流管理
 - i 水量
 - 目視による湧水時の流量を指標とする。
 - ii 水質
 - 流水の性状 (透視度、臭気等) を指標とする。
 - iii 魚類
 - 魚類の生息状況 (生息範囲、行動、浮上死など) を指標とする。
 - iv 水生生物
 - 表3「水生生物による水質判定」に示された種を指標とする。

- イ 管理すべき基準値と清流管理の目安
- (イ) 公共用水域水質測定
 - 表4に示す生活環境の保全に関する環境基準を満足すること。
 - (ロ) 日常的な清流管理
 - i 水量
 - 湧水時に瀬廻れ等が生じないこと。
 - ii 水質
 - 透視度、臭気等の異常がないこと。
 - iii 魚類
 - 既存調査で確認された種の生息範囲 (図3) や行動を目安とする。
 - また、浮上死等の異常が生じていないこと。

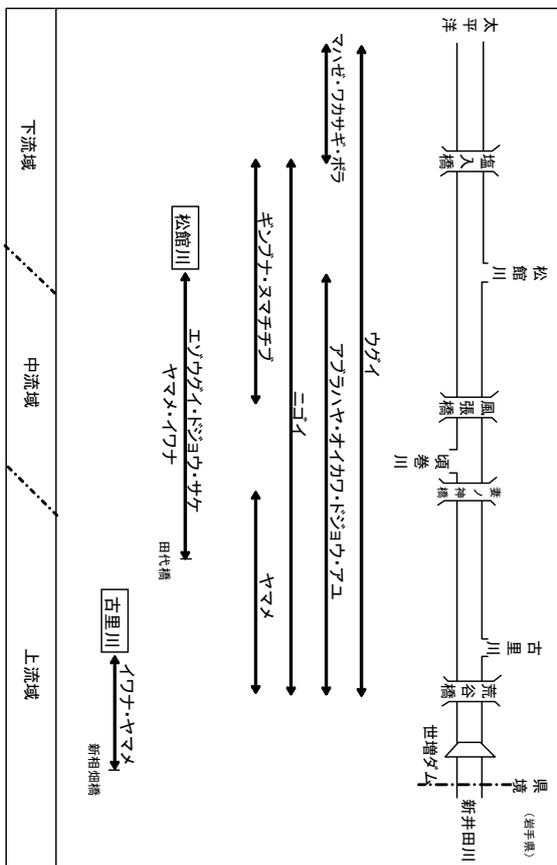


図3 既存調査による魚類の生息範囲の目安

注1：新井田川の上・中・下流域区分は、河川形態により以下のとおりとした。
 上流域：梶境から妻ノ神橋までの区域
 中流域：妻ノ神橋から松館川合流点までの区域
 下流域：松館川合流点から河口までの区域

注2：図3の魚類は現地調査時の確認種である。

表3 水生生物による水質判定

水質判定	指 標 生 物
きれいな水 ()	カワゲラ ヒラタカゲロウ ナガトビケラ ヤマトビケラ ヘビトンボ フユ アミカ サワガニ ウズムシ
少しきたない水 ()	コガタヌイトビケラ オオシヌイトビケラ ヒラタドロムシ ゲンシボタル コオニヤンマ ヤマトシジミ イシヌキガイ カクニナ スズエビ
きたない水 ()	ミズカマキリ タイコウチ ミズムシ イソコツムシ ニホソドロコエビ タニシ ヒル
大変きたない水 ()	セヌジユスリカ チョウバエ アメリカザリガニ サカヌキガイ エラミミズ

下線部は、現地調査において確認されている種

表4 公共用水域水質測定地点と環境基準

水質測定地点	生活環境の保全に関する環境基準
鷹ノ巣橋 長館橋	河川環境基準 A 類型 PH : 6.5以上8.5以下 BOD : 2 mg/ℓ 以下 SS : 25mg/ℓ 以下 DO : 7.5mg/ℓ 以上 大腸菌群数 : 1,000M P N/100ml以下
新井田橋 塩入橋 湊橋	河川環境基準 B 類型 PH : 6.5以上8.5以下 BOD : 3 mg/ℓ 以下 SS : 25mg/ℓ 以下 DO : 5 mg/ℓ 以上 大腸菌群数 : 5,000M P N/100ml以下

2 森・川・海の主要な要素を保護するための事項

(1) 森林の区域

ア 森林は、地域における貴重な産業・観光・自然資源であることから、森林の公益的機能が持続的に発揮されるよう努める。また、地域住民など県民参加の植樹や育樹を通じて「森づくり」の活動を推進し、地域に開かれた適切な森林の保全・育成に努める。

イ 植樹・育樹の各種イベントなどの推進を通じ、森・川・海のつながりの重要性の普及啓発を図るとともに、森の保全・育成を担う森林ボランティアなどの人材や担い手の育成を図る。

ウ 新井田川流域の優れた自然環境の保全を図るため、ふるさと環境守人、地域住民等の連携により巡視活動等を推進する。

エ 「市民の森不習岳」等において、地域住民並びに流域外の人々が共に自然と親しみ、憩いやすらぐ場、自然環境教育・学習の場としての活用を推進する。

(2) 河川の区域

ア 新井田川では希少種であるスナヤツメやタナゴなどの清流に生息する生物が見られ、沿川ではオシドリ、ヤマセミ、カワウなど希少な水鳥が見られるなど多種多様な動植物の生息・生育の場となっていることから、これらの生物の生息・生育環境の保全を図るため、ふるさと環境守人、河川監視員、鳥獣保護員、地域住民等との連携により巡視活動等を推進する。

イ 新井田川は八戸・三戸地方の生活の基盤や歴史、文化、風土を形成し育んできたものであることから、自然とのふれあい、歴史、文化、環境学習ができる場など人と河川が豊かにふれあえるような場の確保に努める。

ウ 新井田川は良好な水質を維持していることから、河川の利用状況や沿川地域の水利利用状況などを考慮しながら、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、生活排水対策など地域住民との連携を図り、良好な水質を次代に引き継げるように努める。

エ 河川環境に関する維持管理については、定期的に保全地域を中心としたパトロールを実施する。また、地域住民や市民団体等と幅広く情報共有し、住民参加による環境保全活動や河川清掃、河川愛護活動を推進し、良好な水環境の保全に努める。

オ 地域住民等の理解と協力により、河川等で見られる魚類及び植物のよりよい生息・生育環境の維持・保全並びに河川の美化・水質の向上・維持に努める。また、子どもたちの水質調査活動やNPO法人等の環境活動などにより、河川の自然環境の保全を推進する。

(3) 海岸の区域

ア 国指定名勝に指定されている種差海岸は、白砂青松、大小の岩礁、小島が交互に続き、春から秋にかけては、海浜植物が咲き乱れるなど優れた景観を呈していることから、これらの景観の維持・保全に努める。

イ 熊島や種差海岸をはじめとする海岸の区域は、多くの野鳥の飛来・生息地となっており、希少な種も多く見られることから地域住民による野鳥観察が

- 行われ、良好な海岸の環境が保全されるように努める。また、希少な野鳥が産卵する場所もあることから、特に産卵期には周辺の環境に配慮する。
- ウ 種差海岸では、断崖海岸等の特殊な立地に見られる植物群落が数多く見られることから、これらの群落と生育環境を保全するため、ふるさと環境守人、河川監視員、種差海岸保護指導員、NPO法人、地域住民等との連携により巡視活動等を推進する。
- エ 大須賀浜は全国でも数少ない鳴砂海岸であることから、この環境の保全を図るため、関係機関や住民参加による海岸清掃等を推進するとともに、ゴミ投棄防止に対する啓発を図る。
- オ 種差海岸の区域は、観光客をはじめ多くの人が訪れる場所であることから、行政と地域住民が連携して、海岸利用者のモラルやマナーの向上を図るとともに、適正な海岸利用のルールづくりや、地域住民やボランティアの参加・協力の体制づくりなどを図り、美しく快適な海岸づくりを進める。
- (4) 全般的な保全施策
- ア パートナーシップによる取組の積極的な推進
- ア 1 ふるさとの水辺サポーター制度による清掃活動などの活動を推進し、保全地域を中心に森・川・海での住民参加・協力による保全に取り組み。
- (イ) 流域の小学校児童による環境学習と連携し、清流管理指針の水生生物調査・水質調査などを実施するとともに、地域住民等と連携しながら指標項目調査を行う。また、水質調査活動のPR等により、生活排水対策等に対する普及啓発を図る。
- (ウ) 地域住民等と行政が協働してパンフレットの作成・配布等を行うなど地域住民等に対する保全計画への理解と保全意識の高揚を図る。
- イ 民間団体等の自発的活動の促進
- (イ) 調査研究の推進を図るため、民間団体等に対する各種助成制度や関係情報の提供等を行う。
- (ウ) シンポジウムや講演会、学習会の開催など民間団体等の自発的活動の場を提供する。
- ウ ふるさと環境守人による支援
- ウ 1 ふるさと環境守人による地域住民等のボランティア活動、環境学習等への支援を行う。
- (5) あるべき姿に向けた適切な創造
- ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資する森・川・海づくり当たっては、「県民の豊かで潤いのある生活の礎となるふるさとの森と川と海を守り、これを揺るぎない形で次の世代に引き継ぐ」との条例の理念を尊重する。
- 森林、河川及び海岸の一体的整備その他必要な施策を行う際には、新井田川流域の過去を考察しながら、できる限り自然の状態を維持し、かつての新井田川流域に近づくように次のとおり取り組む。
- ア もともとの姿を参考とした森・川・海づくり
- ふるさとの森と川と海は、人と自然が調和の取れた状態で共存している貴重な場であることから、創造する際にはもともとの森や川や海の自然の持続

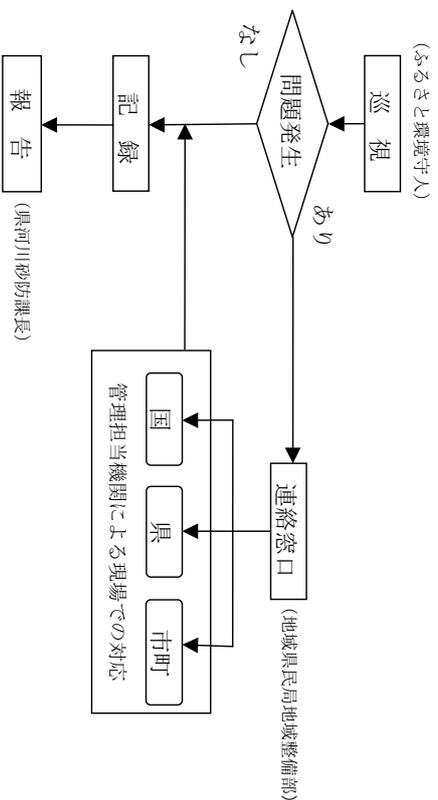
- 力・状態を参考にし、人も含めた生態系の活動バランスに配慮した森づくりや川づくり、海づくりを推進する。
- イ 自然の作用を最大限に活用した森・川・海づくり
- (イ) 森・川・海自身がつくる作用を最大限に活用し、多様な形状の保全・復元に努める。
- (イ) 海岸については、岩礁や砂浜の持つ自然の消波機能を活用するとともに、貴重な自然環境の保全に配慮した施設整備に努める。
- (ウ) 河川の水や土砂の流れの確保に努める。
- ウ 注目すべき生物の保存を確保する森・川・海づくり
- ウ 1 希少種や絶滅のおそれのある生物、地域の良好な環境を代表する生物を含めた生態系を保全する視点に立った事業実施に努める。
- エ 地域住民との対話による森・川・海づくり
- エ 1 新井田川流域の特性に応じた森・川・海づくりを行うに当たって、地域住民等の知見・情報を活用するとともに、地域住民等との連携や役割分担により取り組む。
- オ 関係行政機関の連携強化による森・川・海づくり
- オ 1 関係行政機関との連携を密にし、個々の事業者が関連する整備を行う場合には十分な調整を図る。
- カ 持続可能な森づくり
- カ 1 中・下流域に存する育成途上の森林については、間伐など適正な保育を推進するとともに、広葉樹の植栽や複層林への誘導など多様な森林の造成を図る。また、天然林においても択伐施業などによる適切な施業を行い、公益的な機能を持続的に発揮する森林づくりに取り組む。
- キ 上下流方向、横断方向の連続した環境条件を確保した川づくり
- (イ) 上下流方向、横断方向の連続した環境条件を確保するとともに、周辺のネットワークを断ち切らないように努める。
- (イ) 河畔林を保全するとともに、連続性の確保に努め、森と川と海を結ぶ回廊となるように配慮する。
- (ウ) 魚類等の遡上・降下に影響のある河川横断工作物の改築に当たっては構造を見直し、森と川と海のつながりの確保を図る。
- ク 連続した環境条件を確保した海づくり
- (イ) 海岸と海域、陸域、河川などとの空間的な連続性、環境変化の時間的連続性、動植物の生息・生育の場や多様性及び変動性に留意する。
- (イ) 繁殖場、生育場、生息場等になっている多様な場を確保するとともに、その場を構成する環境要素や場のつながりを適正に維持する。
- ケ 間伐材を利用した川づくり
- ケ 1 森林担当部局、河川・砂防事業担当部局は、お互いに連携して間伐材の需給情報を交換し、地域で供給される間伐材を有効利用し「森を育む川づくり」を推進する。
- コ 川づくりにおける事業実施後の継続的なモニタリングの実施
- コ 1 事業実施後の状況を継続的に調査し、その効果を検証する。

- サ 森・川・海の自然とのふれあいの場の確保
 - ラ 子どもたちをはじめ地域住民が森・川・海とのふれあいを通じて、自然のすばらしさや大切さを感じる事ができる自然体験の場、遊びの場、憩い・やすらぎの場、交流の場を創出する。
 - リ 誰もが安全に川辺や海辺に近づき、身近に自然にふれることができるような整備を推進する。
 - ル 施設整備を行うに当たっては、地域にふさわしいものにする。

3 森・川・海の維持・管理に関する事項

- (1) 現地での維持管理内容
 - ア ふるさと環境守人による巡視
ふるさと環境守人は、巡視の日時、区域、経路及び方法を設定し、巡視する。
 - イ 報告
ふるさと環境守人は、無届特定行為や森・川・海の保全に支障を及ぼす事態といった問題発生を発見・通報するとともに、保全地域の状況を記録し、県（河川砂防課長）に報告する。
 - ウ 問題発生時の対応
問題発生時は、連絡窓口から森・川・海の管理担当関係機関に対して連絡を行い、管理担当機関が現場で対応する。

(2) 現地管理体制と役割分担



4 管理上必要な保全施設の整備に関する事項

保全地域標示看板の設置
 標示看板には、保全地域の名称、保全地域の範囲、保全地域の特質及び特定行為の内容を表示することとし、必要に応じて生息する生物等の写真等を表示する。

(発行所・発行人)
 青森市長 奥田 一丁目 一番一
 青森県

(印刷所・販売人)
 青森市第一問屋町三丁目 番七十七号
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一枚二付十五円一銭